

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、平成30年1月18日付け情個審答申第4号に係る答申の内容を公表する。

平成30年2月23日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長 古 屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

泉町1丁目北地区再開発準備組合との協議内容を示す資料（平成22年以降）の開示請求について、別表第1に掲げる文書をその一部を除き開示したことは、開示すべき文書が足りていなかったことから、妥当ではなかったものの、当該文書に加えて、別表第2に掲げる文書を、別表第3に掲げる部分を除き、実施機関が自ら開示するのであれば、本件開示請求に係る文書の開示として妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年7月6日付けで水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、泉町1丁目北地区再開発準備組合との協議内容を示す資料（平成22年以降）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求について平成28年7月19日付けで同年8月4日まで開示決定等の期間の延長を行った。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として別表第1に掲げる文書を特定し、平成28年8月4日付けで本件開示請求に対し、個人に関する情報及び法人等の内部に関する情報を不開示とする部分開示決定をした。
- (4) 審査請求人に対し不開示部分に関する説明を数度行うとともに、部分開示決定において不開示とした情報の一部を見直したため、前号の決定を取り消し、平成29年2月7日に部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (5) 審査請求人は、平成29年5月8日付けで審査請求書を提出した。
- (6) 実施機関は、平成29年6月2日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (7) 実施機関は、平成29年6月2日に本委員会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 平成28年3月29日の覚書後の記録について開示を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
 - ア 平成28年3月29日後の泉町1丁目北地区再開発準備組合（以下「準備組合」という。）との協議内容の記録等が開示されないことについて、条例第7条の不開示理由は厳格かつ厳重に制限すべきであるが、本件開示決定はこれを恣意的かつ拡大解釈しており、条例第1条の目的に適合しておらず、条例第3条の責務にもとるもので、市民の正当な権利行使を制限するものである。
 - イ 準備組合との協議内容等について、平成28年3月29日の覚書を最後に、その後の記録等について開示されないことは、不当である。

- ウ 不開示の理由として、個人に関する情報、法人等の内部に関する情報及び公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報を挙げているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項において個人に関する情報について、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとしており、個人に関する情報全てを不開示とするのは失当である。
- エ 実施機関は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業及び市民会館建設は準備組合が行っている事業のため、当該事業に関する情報を保有していないため開示していないというが、新市民会館を再開発ビルを中心とすることについて水戸市は重要な権利者であり、事業の実施を準備組合に任せているとは考えられず、水戸市と準備組合が連携し進めていて、準備組合とのやり取りの中でかなりの情報を保有しているはずであるため、不開示となったことは納得がいかない。
- オ 職員の個人的なメモであっても、職務に関するメモであれば開示すべきである。
- カ 水戸市は準備組合の組合員であり、準備組合の会合に関し、その開催を知らない、参加しても記録を残していない、又は会合に関する資料若しくは情報を得るべき権利があるのにこれらを求めないことは職務怠慢である。
- キ 意思形成過程に関する情報は、極力開示すべきであり、条例第7条第6号の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を拡大解釈すると意思形成過程の情報はほとんど開示されないおそれがあるので、かなりその範囲を限定して解釈すべきである。なお、再開発事業に関して言えば、個人の氏名は不開示になるため、その意見の内容まで不開示にする必要はなく、市民に情報を公開するべきである。

4 実施機関の主張

- (1) 情報公開の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であること、実施機関の職員が組織的に用いるものであること及び実施機関が保有しているもののいずれも満たすものである。
- (2) 本件開示請求に対し、行政文書のうちその対象となる文書を特定して開示している。なお、平成28年3月29日後の準備組合との協議に関し、協議を行った担当者が個人の記録として作成等をしたメモ等はあるが、実施機関において組織的に用いているものでないため行政文書に該当せず、また、準備組合からも同日後の協議に係る記録等の提供を受けていない。よって、保有する全ての行政文書を開示している。
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、同法第2条第1号に規定する実施機関及びその保有する行政文書に適用されるものであり、本市はその適用の対象外である。
- (4) 本件処分について、条例第1条に掲げる市民に対して説明する責務を全うされるよう十分に配慮するとともに、条例第3条の規定に基づき行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重しながら、個人に関する情報については最大限に保護するよう遵守して行っているものであり、その判断に当たり事実誤認等は認められず、適切に判断したものであるから、本件処分に違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由がないとしたが、別表第2に掲げる文書（以下「追加開示文書」という。）については、行政文書に当たり、かつ、本件開示請求の対象となる文書であることから、条例第7条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を除き、開示することとした。
- (5) 当初、追加開示文書は、準備組合との打合わせに参加した職員全員に配布されており、当該打合わせ後も職員個々人で保有・管理していたことから、本件開示請求がなされた際には行政文書に当たらないものと判断していたものであるが、その内容、取得の経緯等を改めて検討した結果、当該文

書は職員個人に対し配布されたものではなく水戸市に対し職員の人数分配布されたものであって、その内容についても泉町周辺地区開発事務所として保有・管理していくべきものであると改めて判断した。したがって、追加開示文書について平成28年3月29日前に作成されたものも含め審査請求人に対し改めて開示するものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の理念にのっとり、及び市民の知る権利に対する意識の高まりを受け、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定されたものであるから、原則公開の理念の下に、行政文書の特定を適正に行った上で不開示情報の範囲を厳格に解釈し、及び運用しなければならない。

(2) 本件処分について

当初、実施機関は、準備組合との協議に関する職員個人が作成したメモ等はあるもののこれを組織的に用いておらず職員が個人で保有・管理をしているため行政文書に当たらないと主張していた。しかし、その後、行政文書に当たらないと判断した文書について実施機関が見直しを行い、その内容、取得の経緯等から当該文書は、組織的に保有・管理をするべきものであると判断した。そのため、本審査会に対し、実施機関から追加開示文書を、別表第3に掲げる部分を除き、審査請求人に開示する旨の報告があった。

本審査会は、実施機関から追加開示文書の提出を受けてその内容を確認したところ、その一部に平成28年3月29日後の水戸市と準備組合との協議内容を示す資料が含まれていることを確認した。そのため、実施機関が本件開示請求において開示すべき文書を全て開示していなかったことから、本審査会において審査するまでもなく、本件処分は、妥当ではない。しかしながら、実施機関が審査請求人に対し開示した文書に加えて追加開示文書を開示するのであれば、本件開示請求に係る行政文書の開示として、その範囲及び内容は、妥当であると判断する。

なお、実施機関は、追加開示文書に条例第7条第2号、第3号、第5号又は第6号に該当する情報が記載されているため、これらの情報を除き、追加開示文書を開示することから、本審査会において当該不開示部分について確認したところ、それぞれ同条第2号、第3号、第5号又は第6号に該当する情報であることが認められた。

また、本審査会において、実施機関が当初開示した文書の不開示部分について確認したところ、不開示部分に記載された情報は、個人の氏名又は準備組合の印影であり、条例第7条第2号又は第3号に掲げる情報に該当することが明らかなことから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当である。

(3) 結論

以上のことから、本審査会は、本件開示請求に対し別表第1に掲げる文書をその一部を除き開示したことは、開示すべき文書が足りていなかったことから妥当ではないものの、当該文書に加えて、追加開示文書を、別表第3に掲げる部分を除き、開示するならば、本件開示請求に係る文書の開示として妥当であると判断する。

別表第1

- 1 2010年以降の水戸市と準備組合との間の覚書
- 2 平成27年度協定（案）
- 3 泉町1丁目北地区市街地再開発事業に関する覚書の交換について（依頼）
- 4 泉町1丁目北地区市街地再開発事業に関する協力依頼について（回答）
- 5 市街地再開発事業への参画について（お願い）
- 6 新たな市民会館等施設建築物の設計について及び基本計画骨子（案）の中間報告について

別表第2

1	平成26年4月15日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
2	平成26年5月1日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
3	平成26年5月13日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
4	平成26年5月21日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
5	平成26年5月27日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
6	平成26年6月26日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
7	平成26年7月1日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
8	平成26年7月10日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
9	平成26年7月15日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
10	平成26年8月5日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
11	平成26年8月26日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
12	平成26年9月2日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
13	平成26年9月16日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
14	平成26年9月29日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
15	平成26年10月14日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
16	平成26年11月11日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
17	平成26年11月25日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
18	平成26年12月2日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
19	平成26年12月16日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
20	平成27年1月13日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
21	平成27年1月13日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
22	平成27年2月9日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
23	平成27年2月17日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
24	平成27年3月3日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
25	平成27年3月17日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
26	平成27年3月24日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
27	平成27年4月2日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
28	平成27年4月7日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
29	平成27年4月21日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
30	平成27年4月28日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
31	平成27年5月12日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
32	平成27年6月2日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
33	平成27年6月9日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
34	平成27年6月16日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
35	平成27年6月23日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
36	平成27年6月30日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
37	平成27年7月7日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
38	平成27年7月14日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
39	平成27年7月21日	水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- 40 平成27年7月28日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 41 平成27年8月4日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 42 平成27年8月18日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 43 平成27年8月27日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 44 平成27年9月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 45 平成27年9月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 46 平成27年9月17日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 47 平成27年9月29日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 48 平成27年10月6日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 49 平成27年10月13日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 50 平成27年10月20日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 51 平成27年11月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 52 平成27年11月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 53 平成27年12月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 54 平成27年12月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 55 平成27年12月15日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 56 平成27年12月22日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 57 平成28年1月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 58 平成28年1月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 59 平成28年1月19日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 60 平成28年1月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 61 平成28年2月2日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 62 平成28年2月9日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 63 平成28年2月16日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 64 平成28年2月23日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 65 平成28年3月3日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 66 平成28年3月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 67 平成28年3月15日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 68 平成28年3月22日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 69 平成28年3月29日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 70 平成28年4月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 71 平成28年4月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 72 平成28年4月19日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 73 平成28年4月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 74 平成28年5月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 75 平成28年5月17日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 76 平成28年5月24日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 77 平成28年5月31日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 78 平成28年6月7日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 79 平成28年6月13日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- 80 平成28年6月21日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 81 平成28年6月28日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- 82 平成28年7月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

別表第3

1 平成26年4月15日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 3の「3行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目から13文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 1の「5行目21文字目及び22文字目」

b 3の「2行目31文字目及び32文字目」、「3行目40文字目及び41文字目」、「5行目5文字目及び6文字目」及び「8行目2文字目から15文字目まで」

c 4の「3行目34文字目及び35文字目」及び「9行目15文字目及び16文字目」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1) のコンサルタントの表の「1行目19文字目及び20文字目」、「3行目2文字目及び3文字目」、「4行目2文字目及び3文字目」、「5行目2文字目及び3文字目」、「6行目2文字目及び3文字目」、「8行目2文字目及び3文字目」、「8行目5文字目及び6文字目」、「10行目2文字目及び3文字目」及び「11行目2文字目及び3文字目」

b 2) の「2行目14文字目及び15文字目」、「3行目12文字目及び13文字目」、「4行目11文字目及び12文字目」、「6行目2文字目及び3文字目」、「6行目12文字目及び13文字目」、「8行目2文字目及び3文字目」及び「9行目12文字目及び13文字目」

(イ) 3の「1行目3文字目及び4文字目」、「5行目6文字目から11文字目まで」、「5行目14文字目から32文字目まで」、「14行目15文字目及び16文字目」及び「22行目25文字目及び26文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 資料の「2行目14文字目から17文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 3の「2行目2文字目から29文字目まで」及び「4行目2文字目から5行目2文字目まで」

b 4の「6行目7文字目から15文字目まで」

イ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1) のコンサルタントの表の「12行目8文字目から10文字目まで」

b 2) の「7行目2文字目から5文字目まで」及び「9行目2文字目から4文字目まで」

(イ) 3の「9行目8文字目から10文字目まで」

ウ 泉町一丁目北地区都市計画決定までの作業スケジュールの整理

(ア) 設計の担当の「2行目」

エ 泉町一丁目北地区第一種市街地再開発事業スケジュール（想定）

(ア) 題名の「21文字目から24文字目まで」

(イ) 特定業務代行者事業協力者の下の項目及びそのスケジュール

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 3の「2行目2文字目から6文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容の1の「1行目3文字目から7文字目まで」、「2行目9文字目から19文字目まで」、「2行目38文字目から3行目27文字目まで」及び「4行目2文字目から30文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1の2)の「5行目2文字目から6文字目まで」

(イ) 2の「1行目3文字目から7文字目まで」、「2行目2文字目から6文字目まで」、「3行目3文字目から12文字目まで」、「4行目3文字目から17文字目まで」、「5行目3文字目から30文字目まで」、「6行目2文字目から11文字目まで」、「7行目2文字目から5文字目まで」、「12行目2文字目から6文字目まで」及び「13行目から15行目まで」

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の3の「7行目2文字目から20文字目まで」

2 平成26年5月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4の「3文字目及び4文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目6文字目及び7文字目」及び「3行目10文字目から13文字目まで」

(イ) 資料の「1行目24文字目及び25文字目」

(ウ) 会議の内容

a 1の「2行目18文字目及び19文字目」、「2行目22文字目及び23文字目」、「2行目32文字目及び33文字目」、「3行目32文字目及び33文字目」、「4行目4文字目及び5文字目」、「4行目9文字目から21文字目まで」、「4行目23文字目及び24文字目」及び「7行目2文字目から11文字目まで」

b 2の「10行目47文字目及び11行目1文字目」

c 3の「4行目34文字目及び35文字目」

d 4の「2行目26文字目及び27文字目」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1)の準備組合の表の「2行目1文字目及び2文字目」及び「3行目1文字目及び2文字目」

b 1)のコンサルタントの表の「1行目19文字目及び20文字目」、「3行目2文字目及び3文字目」、「4行目2文字目及び3文字目」、「5行目3文字目及び4文字目」、「6行目2文字目及び3文字目」、「8行目2文字目及び3文字目」、「8行目5文字目及び6文字目」、「10行目2文字目及び3文字目」及び「11行目2文字目及び3文字目」

- c 2)の「2行目 14文字目及び15文字目」,「3行目 12文字目及び13文字目」,「4行目 11文字目及び12文字目」,「6行目 2文字目及び3文字目」,「6行目 12文字目及び13文字目」,「8行目 2文字目及び3文字目」及び「9行目 12文字目及び13文字目」

(イ) ホール配置の検討の「7行目 25文字目及び26文字目」

(ウ) 4の「1行目 3文字目及び4文字目」,「5行目 6文字目から11文字目まで」,「5行目 14文字目から32文字目まで」及び「14行目 15文字目及び16文字目」

(エ) 5の「3行目 5文字目から7文字目まで」,「3行目 17文字目から19文字目まで」,「3行目 21文字目から26文字目まで」,「5行目 2文字目から5文字目まで」,「17行目 3文字目及び4文字目」,「17行目 31文字目及び32文字目」,「18行目 3文字目及び4文字目」,「19行目 2文字目から4文字目まで」及び「24行目 33文字目から36文字目まで」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 5の「3文字目から6文字目まで」

(イ) 6の「3文字目から6文字目まで」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目 2文字目から4文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 14文字目から16文字目まで」及び「3行目 23文字目から29文字目まで」

b 3の「1行目 3文字目から7文字目まで」,「2行目 2文字目から31文字目まで」,「3行目 2文字目から41文字目まで」及び「4行目 15文字目から20文字目まで」

c 5の「2行目 30文字目から34文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1)のコンサルタントの表の「12行目 8文字目から10文字目まで」

b 2)の「7行目 2文字目から5文字目まで」及び「9行目 2文字目から4文字目まで」

(イ) 4の「9行目 8文字目から10文字目まで」,「11行目 15文字目から35文字目まで」,「15行目 2文字目から4文字目まで」,「16行目 35文字目から40文字目まで」,「18行目 2文字目から8文字目まで」,「18行目 20文字目から25文字目まで」,「18行目 34文字目から19行目まで」,「20行目 2文字目から21行目まで」,「22行目 16文字目から35文字目まで」,「23行目 2文字目から7文字目まで」,「23行目 27文字目から31文字目まで」,「23行目 42文字目から56文字目まで」及び「25行目 44文字目から26行目まで」, 平面図並びに立面図

(ウ) 5の「1行目 3文字目から6文字目まで」,「3行目 9文字目から12文字目まで」,「6行目 3文字目から15文字目まで」,「7行目 2文字目から36文字目まで」,「10行目 14文字目から18文字目まで」,「17行目 20文字目から25文字目まで」,「28行目 3文字目から5文字目まで」,「30行目 25文字目から27文字目まで」及び「30行目 37文字目から31行目 4文字目まで」

エ 水戸市泉町1丁目北地区市街地再開発計画A街区：コンベンション+店舗+駐車場

(ア) 坪単価, 工事費, 設計管理費及び合計の金額

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 3の「3文字目から7文字目まで」

イ 会議録

(7) 資料の「1行目 16文字目から 20文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 2の「1行目 3文字目から 7文字目まで」, 「2行目 13文字目から 3行目 14文字目まで」,
「4行目 2文字目から 5行目 13文字目まで」, 「6行目 2文字目から 7行目 24文字目まで」,
「8行目 16文字目から 27文字目まで」, 「9行目 2文字目から 33文字目まで」, 「10行目 2
文字目から 6文字目まで」及び「10行目 16文字目から 23文字目まで」

b 5の「2行目 24文字目から 28文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(7) 1の2)の「5行目 2文字目から 6文字目まで」

(イ) 3の「1行目 3文字目から 7文字目まで」, 「2行目 2文字目から 6文字目まで」, 「3行目 3
文字目から 12文字目まで」, 「4行目 3文字目から 17文字目まで」, 「5行目 3文字目から 30
文字目まで」, 「6行目 2文字目から 16文字目まで」, 「7行目 1文字目から 5文字目まで」, 「7
行目 7文字目から 13文字目まで」, 「8行目 2文字目から 5文字目まで」, 「13行目 2文字目か
ら 6文字目まで」, 「14行目から 16行目まで」, 「18行目 2文字目から 19行目まで」, 「20行目
2文字目から 23行目まで」, 「24行目 2文字目から 25行目まで」, 「26行目 2文字目から 27行
目まで」及び「28行目 2文字目から 29行目まで」

エ 水戸市泉町1丁目北地区市街地再開発計画A街区以外の街区の施設の面積及び工事費が示され
た文書並びに当該施設の平面図

(4) 条例第7条第6号該当

ア 泉町1丁目北地区打合せ資料

(7) 5の「8行目 3文字目から 9行目 7文字目まで」, 「10行目 37文字目から 11行目 6文字目ま
で」, 「14行目 3文字目から 23文字目まで」, 「15行目 3文字目から 16行目まで」, 「21行目 2
文字目から 35文字目まで」, 「22行目 2文字目から 35文字目まで」, 「23行目 2文字目から 12
文字目まで」, 「24行目 2文字目から 30文字目まで」, 「26行目 2文字目から 39文字目まで」
及び「29行目 2文字目から 11文字目まで」

3 平成26年5月13日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 4の「3文字目及び4文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 7文字目及び8文字目」, 「2行目 10文字目及び11文字目」及び「3行目
10文字目から 13文字目まで」

(イ) 資料の「1行目 19文字目及び20文字目」

(ウ) 会議の内容

a 1の「8行目 40文字目及び41文字目」

b 2の「1行目 3文字目及び4文字目」及び「2行目 2文字目及び3文字目」

c 3の「1行目 9文字目及び10文字目」, 「4行目 30文字目及び31文字目」及び「7行目
13文字目及び14文字目」

d 7の「6行目24文字目及び25文字目」

e 9の「5行目44文字目及び45文字目」

ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1)の準備組合の表の「2行目1文字目及び2文字目」及び「3行目1文字目及び2文字目」

b 1)のコンサルタントの表の「1行目19文字目及び20文字目」,「3行目2文字目及び3文字目」,「4行目2文字目及び3文字目」,「5行目3文字目及び4文字目」,「6行目2文字目及び3文字目」,「8行目2文字目及び3文字目」,「8行目5文字目及び6文字目」,「10行目2文字目及び3文字目」,「11行目2文字目及び3文字目」,「12行目15文字目及び16文字目」及び「14行目2文字目及び3文字目」

c 2)の「2行目14文字目及び15文字目」,「3行目12文字目及び13文字目」,「4行目11文字目及び12文字目」,「6行目2文字目及び3文字目」,「6行目12文字目及び13文字目」,「8行目2文字目及び3文字目」及び「9行目12文字目及び13文字目」

(イ) 2の「7行目25文字目及び26文字目」

(ウ) 4の「1行目3文字目及び4文字目」,「5行目6文字目から11文字目まで」,「5行目14文字目から32文字目まで」及び「14行目15文字目及び16文字目」

エ 平成26年5月12日案水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業

(ア) (4)公共施設管理者負担金の根拠の物補償費の項目の算出根拠の欄の「1行目6文字目及び7文字目」,「1行目9文字目及び10文字目」,「1行目12文字目」,「2行目1文字目及び2文字目」,「2行目4文字目及び5文字目」,「2行目7文字目及び8文字目」,「2行目10文字目及び11文字目」及び「2行目19文字目及び20文字目」

オ 水戸市泉町1丁目北地区従前土地評価額(概算)の土地所有者及び建物所有者の氏名

カ 泉町1丁目北地区通損補償費概算の個人の氏名

キ 権利者リスト

(ア) No. 1, 3, 5(上段に限る。), 6から16まで及び19から24までの氏名及び都決同意

(イ) No. 3, 5(上段に限る。), 7から12まで, 16, 20, 23及び24の所有形態に係る内容

ク 権利別リスト

(ア) No. 1, 3, 5(上段に限る。), 6から11まで, 12(上段に限る。), 13から16まで, 18(上段を除く。)及び19から24までの氏名, 土地所有権及び建物所有権

(イ) No. 3, 5, 7, 8(上段に限る。), 9, 10(上段に限る。), 11(上段に限る。), 12(上段に限る。), 16, 20(上段に限る。), 23及び24の所有形態

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「3文字目から6文字目まで」

(イ) 6の「3行目2文字目から5文字目まで」及び「4行目2文字目から4文字目まで」

イ 会議録

(ア) 資料の「1行目23文字目から26文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 3の「2行目2文字目から6文字目まで」,「5行目2文字目から5文字目まで」及び「5

行目 17 文字目から 33 文字目まで」

b 4 の「2 行目 15 文字目から 25 文字目まで」

c 6 の「1 行目 3 文字目から 7 文字目まで」

d 8 の「1 行目 3 文字目から 6 文字目まで」及び「2 行目 10 文字目から 12 文字目まで」

ウ 泉町 1 丁目北地区打合せ資料

(ア) 1. 体制・役割分担等について

a 1) のコンサルタントの表の「12 行目 11 文字目から 13 文字目まで」及び「13 行目 8 文字目から 14 文字目まで」

b 2) の「7 行目 2 文字目から 5 文字目まで」及び「9 行目 2 文字目から 4 文字目まで」

(イ) 2 の「9 行目 21 文字目から 28 文字目まで」

(ウ) 4 の「9 行目 8 文字目から 10 文字目まで」及び「11 行目 15 文字目から 35 文字目まで」

(エ) 5 の「1 行目 3 文字目から 6 文字目まで」、「3 行目 2 文字目から 39 文字目まで」、「5 行目 3 文字目から 5 文字目まで」、「6 行目の 2 文字目から 11 文字目まで」、「7 行目 25 文字目から 27 文字目まで」及び「7 行目 37 文字目から 8 行目 4 文字目まで」

エ 水戸市泉町 1 丁目北地区市街地再開発事業計画 A 街区：コンベンション+店舗+駐車場

(ア) 地権者に係る施設の名称、面積及び坪数、金額並びに単価

オ 水戸市泉町 1 丁目北地区再開発計画（パワーポイント資料）

(ア) 1 ページの「3 行目」

カ 平成 26 年 5 月 14 日建物価格算定における今後のスケジュールと課題

(ア) 題名の「2 文字目から 7 文字目まで」

(イ) 2 の「2 行目 1 文字目から 8 文字目まで」

(ウ) 3 の「4 行目 26 文字目及び 27 文字目」、「9 行目 3 文字目から 6 文字目まで」、「9 行目 10 文字目及び 11 文字目」及び「9 行目 14 文字目から 18 文字目まで」

(エ) 4 の金額、再築補償額に係る項目、再築補償率及び米印の「2 文字目から 11 文字目まで」

キ 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業事業計画の概要（案）

(ア) 事業収支計画の表に係る金額（零を除く。）、計画諸元の表の業務サービス及び述べ床面積の面積、金額及び単価、権利床・保留床処分の概要の図の業務サービスに係る施設の名称並びに保留床処分計画の表の金額（零を除く。）、単価、業務サービスに係る施設の名称、面積及び坪数並びに計の面積及び坪数

ク 平成 26 年 5 月 12 日案水戸市泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業

(ア) (1) 事業費概算の金額、地権者に係る施設の名称及び面積並びに同施設の面積を含む合計の面積

(イ) (2) 事業費の算出

a 金額及び単価

b 4 の(1)のイ)の地権者に係る施設の名称、床面積及び坪数並びに同施設の床面積を含む合計の床面積

(ウ) (4) 公共施設管理者負担金の根拠

a 金額及び単価

b 建物補償費の項算出根拠の欄の「1 行目 1 文字目から 3 文字目まで」及び「2 行目 13 文字目から 17 文字目まで」

- (エ) (3)一般会計補助金の算出の金額
- (オ) (4)床価額算出事業費内訳の金額
- (カ) (5)床価格の算出(効用比率による床面積)
 - a 地権者に係る施設の名称, 面積及び坪数
 - b 土地持分割合の計算に係る数値
 - c 金額
 - d 建物持分割合の計算に係る数値
- ケ 水戸市泉町1丁目北地区従前土地評価額(概算)
 - (ア) 土地評価額, 坪単価, 転出率, 権利変換額及び転出額, 建物評価額, 建物再築補償, 転出率, 権利変換額及び転出額, 権利変換に係る土地, 建物及び金額並びに転出に係る土地, 建物及び金額の内容(空欄を含む。)
- コ 泉町1丁目北地区通損補償費概算
 - (ア) 屋号, 業種, 床面積, 借家面積, 工作物補償(移設), 工作物補償(内装), 動産移転料, 移転雑費, 仮店舗補償, 仮住居補償, 地代減収補償, 家賃減収補償, 営業休止補償, 借家人補償及び計の内容(空欄を含む。)
- サ 1. 権利者リスト
 - (ア) No. 2, 4, 5(下段に限る。), 17及び18の都決同意
 - (イ) No. 18の所有形態に係る内容
- シ 2. 権利別リスト
 - (ア) No. 2, 4, 5(下段に限る。), 12(下段に限る。), 17及び18(上段に限る。)の土地所有権及び建物所有権
 - (イ) No. 18(上段に限る。)の所有形態
- (3) 条例第7条第5号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 3の「3文字目から7文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 資料の「1行目11文字目から15文字目まで」及び「2行目2文字目から13文字目まで」
 - (イ) 会議の内容の1の「1行目3文字目から7文字目まで」, 「2行目14文字目から31文字目まで」, 「2行目37文字目から3行目まで」, 「4行目5文字目から5行目2文字目まで」及び「6行目10文字目から7行目12文字目まで」
 - ウ 泉町1丁目北地区打合せ資料
 - (ア) 1の2の「5行目2文字目から6文字目まで」
 - (イ) 3の「1行目3文字目から7文字目まで」, 「2行目2文字目から6文字目まで」, 「3行目3文字目から12文字目まで」, 「4行目3文字目から17文字目まで」, 「5行目3文字目から30文字目まで」, 「6行目2文字目から14文字目まで」, 「7行目1文字目から12文字目まで」, 「8行目2文字目から6文字目まで」, 「13行目2文字目から6文字目まで」及び「14行目から16行目まで」
 - エ A街区以外の街区の施設に関する検討事項及び平面図
- (4) 条例第7条第6号該当
 - ア 会議録

(7) 会議の内容

- a 2の「2行目 30文字目から 38文字目まで」
- b 6の「2行目 2文字目から 5行目 6文字目まで」
- c 7の「2行目 21文字目から 28文字目まで」、「2行目 32文字目から 41文字目まで」及び「3行目 1文字目から 13文字目まで」
- d 8の「2行目 29文字目から 3行目 29文字目まで」

4 平成26年5月21日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 3の「1行目 3文字目及び4文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 7文字目及び8文字目」、「2行目 10文字目及び 11文字目」、「3行目 10文字目から 13文字目まで」及び「4行目 10文字目及び 11文字目」

(イ) 資料の「1行目 19文字目及び 20文字目」

(ウ) 会議の内容

- a 1の「3行目 14文字目及び 15文字目」、「5行目 7文字目及び 8文字目」、「11行目 35文字目及び 36文字目」、「12行目 35文字目及び 36文字目」、「17行目 24文字目及び 25文字目」及び「21行目 38文字目及び 39文字目」
- b 2の「9行目 30文字目及び 31文字目」
- c 5の「2行目 2文字目及び 3文字目」
- d 6の「5行目 12文字目及び 13文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 2の「3文字目から 6文字目まで」

イ 会議録

(7) 出席者の「4行目 2文字目から 8文字目まで」

(イ) 資料の「1行目 23文字目から 26文字目まで」及び「4行目 13文字目から 15文字目まで」

(ウ) 会議の内容

- a 1の「2行目 2文字目から 4文字目まで」、「6行目 2文字目から 5文字目まで」、「6行目 22文字目から 26文字目まで」、「14行目 27文字目から 34文字目まで」、「16行目 35文字目から 42文字目まで」及び「20行目 14文字目から 24文字目まで」
- b 2の「4行目 22文字目から 29文字目まで」、「5行目 34文字目から 41文字目まで」及び「9行目 2文字目から 12文字目まで」
- c 5の「1行目 3文字目から 7文字目まで」、「3行目 12文字目から 15文字目まで」及び「5行目 2文字目から 6文字目まで」
- d 6の「4行目 39文字目から 42文字目まで」
- e 7の「7行目 31文字目から 38文字目まで」

ウ 水戸市泉町1丁目北地区市街地再開発事業計画A街区：コンベンション+店舗+駐車場

(7) 単価及び金額

エ 権利変換の代表的なパターン（個別の地権者について検討したものに限る。）

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

- (ア) 資料の「1行目11文字目から15文字目まで」及び「2行目2文字目から13文字目まで」
- (イ) 会議の内容の4の「1行目3文字目から7文字目まで」、「2行目2文字目から43文字目まで」、「3行目2文字目から6文字目まで」、「3行目12文字目から17文字目まで」、「3行目26文字目から40文字目まで」及び「4行目2文字目から6文字目まで」

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

- (ア) 会議の内容
 - a 1の「7行目2文字目から8行目6文字目まで」
 - b 5の「3行目37文字目から4行目30文字目まで」
 - c 6の「2行目34文字目から3行目26文字目まで」

5 平成26年5月27日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 2の「3行目2文字目及び3文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 2の「2行目2文字目から5文字目まで」

6 平成26年6月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 3の「4行目15文字目及び16文字目」

イ 会議録

- (ア) 出席者の「2行目7文字目及び8文字目」、「2行目10文字目及び11文字目」及び「3行目10文字目から14文字目まで」
- (イ) 会議の内容の1の「7行目12文字目及び13文字目」及び「9行目38文字目及び39文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 3の「1行目7文字目から9文字目まで」、「2行目4文字目から6文字目まで」及び「4行目10文字目から13文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 会議の内容の1の「2行目2文字目から5文字目まで」、「1行目22文字目から24文字目まで」、「8行目2文字目から6文字目まで」、「8行目22文字目から30文字目まで」、「10行目12文字目から33文字目まで」及び「11行目9文字目から11文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「3行目2文字目から7文字目まで」

イ 会議録

(7) 資料の「1行目2文字目から12文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 1の「12行目2文字目から7文字目まで」, 「12行目13文字目から16文字目まで」及び「14行目13文字目から16文字目まで」

b 3の「1行目3文字目から13文字目まで」

ウ A街区以外の街区の施設の平面図

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(7) 会議の内容の1の「2行目41文字目から5行目16文字目まで」

7 平成26年7月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(7) 出席者の「2行目7文字目及び8文字目」, 「2行目10文字目及び11文字目」及び「3行目10文字目から13文字目まで」

(イ) 会議の内容の3の「6行目2文字目及び3文字目」及び「6行目23文字目及び24文字目」

イ II-1 準備組合活動-都市計画決定

(7) 下から「4行目1文字目及び2文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 3の「7文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容

a 1の「1行目3文字目から5文字目まで」, 「2行目2文字目から3行目5文字目まで」及び「12行目32文字目から13行目12文字目まで」

b 3の「6行目28文字目から30文字目まで」

ウ 市発注業務の業務内容について

(7) 「3行目33文字目から38文字目まで」, 「4行目13文字目から18文字目まで」及び「4行目25文字目から30文字目まで」

エ II-1 準備組合活動-都市計画決定

(7) 人工, 地区条件補正モデルに係る係数及び金額

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(7) 資料の「1行目14文字目から16文字目まで」

(イ) 会議の内容の2の「3行目17文字目から19文字目まで」

イ 施設配置の検討

8 平成26年7月10日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目7文字目及び8文字目」、「2行目10文字目及び11文字目」及び「3行目10文字目から13文字目まで」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の2の「5行目2文字目から4文字目まで」、「6行目2文字目から4文字目まで」、「6行目6文字目及び7文字目」、「9行目28文字目から30文字目まで」及び「9行目32文字目及び33文字目」

イ II-1 準備組合活動—都市計画決定（市、準備組合 発注分担）ステップ1

(ア) 人工（水戸市に係るものを除く。）、地区条件補正モデル（市評価）に係る係数及び金額（水戸市に係る部分を除く。）

ウ II-1 準備組合活動—都市計画決定（7月1日打合わせ時の内容を反映したもの：備考欄参照）ステップ2

(ア) 人工（水戸市に係るものを除く。）、地区条件補正モデル（市評価）に係る係数及び金額（水戸市に係る部分を除く。）

エ II-1 準備組合活動—都市計画決定（市の査定の考え方を一部反映したもの）ステップ3 打合せ時に調整

(ア) 人工（水戸市に係るものを除く。）、地区条件補正モデル（市評価）に係る係数及び金額（水戸市に係る部分を除く。）

オ 泉町1丁目地区平成26年度業務の見積検討について

(ア) 補正率及び金額（水戸市に係る金額を除く。）

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「2行目36文字目から43文字目まで」及び「3行目19文字目から4行目16文字目まで」

イ 泉町1丁目地区平成26年度業務の見積検討について

(ア) 2ページ目の表の第1章の2の項目の作業状況と平成26年度業務ですべき事項の整理の欄の「14文字目から16文字目まで」

(イ) 5ページ目の表の4の項目の再開発事業との関係の欄の「2行目8文字目から10文字目まで」

9 平成26年7月15日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目7文字目及び8文字目」、「2行目10文字目及び11文字目」及び「3行目10文字目から13文字目まで」

(イ) 会議の内容の4の「7行目11文字目及び12文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の4の「5行目2文字目から4文字目まで」、「5行目6文字目から9文字目まで」、
「5行目11文字目から15文字目まで」及び「6行目2文字目から6文字目まで」

イ 準組への見積

(ア) 費用の金額（零を除く。）、月数及び人工（零を除く。）並びに見積りを作成した法人の名称

ウ II-1 準備組合活動-都市計画決定（市の査定の考え方を一部反映したもの）ステップ3打合せ時に調整

(ア) 人工（水戸市に係るものを除く。）、地区条件補正モデル（市評価）に係る係数及び金額（水戸市に係る部分を除く。）

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 3の「4行目2文字目から4文字目まで」

b 4の「2行目2文字目から4行目15文字目まで」

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の4の「7行目16文字目から8行目14文字目まで」

10 平成26年8月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目から4文字目まで」、「3行目2文字目から6文字目まで」、「4行目2文字目から5文字目まで」及び「5行目2文字目から5文字目まで」

イ 検討事項の整理

(ア) 08の項目の内容の欄の「2行目2文字目から4文字目まで」、「2行目6文字目から9文字目まで」、「2行目11文字目から15文字目まで」及び「2行目17文字目から3行目1文字目まで」

ウ 見積書

(ア) 見積書を作成した相手方の所在地、名称及び代表取締役の氏名、金額（単価を除く。）並びに人工

(3) 条例第7条第5号該当

ア 検討事項の整理

(ア) 10の項目の内容の欄の「1行目1文字目から3文字目まで」

イ 地区計画区域の検討

(ア) ②の項目の意義の欄の「1行目13文字目から2行目1文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区周辺のまちづくりについて

(ア) 区域図、表の項目の右欄の「1行目」及び「2行目3文字目から3行目まで」並びに整備手法及び主要用途の項目の右欄の「2行目5文字目から10文字目まで」及び「3行目6文字目から9文字目まで」

エ 新たな市民会館整備基本計画策定業務との調整打合せメモ

(ア) 1の「4行目8文字目から10文字目まで」

(イ) 設計者に関する情報

11 平成26年8月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「3行目2文字目及び3文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目から6文字目まで」、「4行目2文字目から5文字目まで」、「5行目2文字目から5文字目まで」、「6行目2文字目から4文字目まで」及び「7行目2文字目から4文字目まで」

イ 地権者に係る従前資産（概算）

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「1行目3文字目から5文字目まで」

イ 水戸泉町1丁目北地区事業化検討公共施設部会

(イ) 1の「1行目3文字目から5文字目まで」

(イ) 3の「3行目2文字目から12文字目まで」

12 平成26年9月2日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「3行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(イ) 出席者の「2行目10文字目から15文字目まで」

(イ) 資料の「2文字目及び3文字目」及び「6文字目及び7文字目」

(イ) 会議の内容の1の「2行目2文字目及び3文字目」、「4行目2文字目から4文字目まで」、「5行目2文字目及び3文字目」、「5行目11文字目から15文字目まで」、「5行目21文字目及び22文字目」、「6行目7文字目及び8文字目」、「6行目22文字目から26文字目まで」、「18行目2文字目及び3文字目」、「21行目6文字目」及び「21行目9文字目及び10文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目から6文字目まで」

イ 会議録

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目12文字目から23文字目まで」、「7行目2文字目から5文字目まで」、「7行目11文字目から14文字目まで」、「11行目2文字目から4文字目まで」、「11行目39文字目から42文字目まで」、「13行目2文字目から4文字目まで」、「13行目15文字目から33文字目まで」、「14行目15文字目から19文字目まで」及び「16行目7文字目から44文字目まで」

b 3の「6行目9文字目から12文字目まで」

- ウ 地権者に係る従前資産（概算）
- エ 地権者に係る家賃減収補償の概算額
- (3) 条例第7条第5号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 2の「1行目3文字目から5文字目まで」及び「2行目2文字目から6文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 会議の内容の2の「1行目3文字目から5文字目まで」、「2行目2文字目から38文字目まで」、「4行目2文字目から6文字目まで」、「5行目6文字目から10文字目まで」、「7行目5文字目から14文字目まで」及び「9行目2文字目から23文字目まで」
 - ウ 設計と条件の項目整理
 - エ 優良建築物等整備事業事業の流れ（案）
 - (ア) 題名の「2文字目から10文字目まで」
 - オ 優良建築物等整備事業事業業務内容整理（案）
 - (ア) 題名の「2文字目から10文字目まで」
- (4) 条例第7条第6号該当
 - ア 会議録
 - (ア) 会議の内容の1の「9行目2文字目から10行目29文字目まで」及び「18行目19文字目から20行目13文字目まで」

13 平成26年9月16日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (1) 条例第7条第2号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 2の「4行目2文字目及び3文字目」
 - イ 会議録
 - (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目13文字目及び14文字目」、「2行目21文字目及び22文字目」、「2行目24文字目及び25文字目」、「2行目27文字目及び28文字目」及び「2行目30文字目及び31文字目」
 - (イ) 会議の内容の1の「3行目2文字目及び3文字目」、「4行目22文字目及び23行目」及び「14行目20文字目及び21文字目」
 - ウ 水戸泉町H26年度スケジュール案
 - (ア) 権利者対応、補償計画の検討の項目の平成26年度9月からのスケジュール上段「8文字目及び9文字目」及び「12文字目及び13文字目」並びに同月からのスケジュール下段「9文字目及び10文字目」、「13文字目」及び「16文字目及び17文字目」
 - (イ) (5)従前資産の評価の項目の平成26年9月からのスケジュール上段「8文字目及び9文字目」及び「12文字目及び13文字目」並びに同年10月からのスケジュール上段「8文字目及び9文字目」
 - エ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧
 - (ア) 上の表の土地及び建物の所有者の氏名、建物（法人の所有するものを除く。）の家屋番号、構造、階数、用途、築年、延床面積及び課題・確認事項
- (2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 2の「3行目2文字目から6文字目まで」、「5行目2文字目から5文字目まで」及び「6行目2文字目から5文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 会議の内容の1の「2行目2文字目から6文字目まで」、「3行目6文字目から4行目15文字目まで」及び「13行目2文字目から14行目2文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案（事務局協議用）

- (ア) 関連事業の下段の項目及びそのスケジュール

エ 水戸泉町H26年度スケジュール案

- (ア) 権利者対応、補償計画の検討の項目の平成26年度9月からのスケジュール上段「16文字目から19文字目まで」並びに同月からのスケジュール下段「20文字目から25文字目まで」及び「27文字目から30文字目まで」

- (イ) (5)従前資産の評価の項目の平成26年10月からのスケジュール上段「12文字目から15文字目まで」

オ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧

- (ア) 上の表の建物（法人の所有するものに限る。）の家屋番号、構造、階数、用途、築年、延床面積及び課題・確認事項

カ 地権者に係る代替地ケースの比較

キ 地権者に係る代替地の入替手順イメージ

ク 地権者に係る建物評価額（概算）

ケ 地権者に関する個票

コ 地権者に係る機器一覧

サ 幅員構成の考え方

- (ア) 「3行目1文字目から7文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 3の「1行目3文字目から5文字目まで」

- (イ) 次回打合せ等の「3行目12文字目から20文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 配布資料の「2行目1文字目から7文字目まで」

- (イ) 受領資料の「1文字目から3文字目まで」

- (ウ) 会議の内容の2の「1行目2文字目から4文字目まで」、「3行目7文字目から4行目まで」、「5行目7文字目から6行目まで」、「7行目13文字目から48文字目まで」、「9行目7文字目から9文字目まで」、「11行目3文字目から19文字目まで」、「17行目36文字目から18行目14文字目まで」、「21行目8文字目から37文字目まで」、「22行目12文字目から27文字目まで」、「24行目2文字目から23文字目まで」、「25行目2文字目から36文字目まで」、「26行目2文字目から36文字目まで」、「28行目7文字目から11文字目まで」、「28行目30文字目から34文字目まで」、「28行目36文字目から39文字目まで」、「36行目2文字目から46文字目まで」及び「40行目7文字目から41行目1文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案（事務局協議用）

- (ア) 関連事業の上段の項目の「1文字目から3文字目まで」及びそのスケジュール
- エ 水戸泉町H26年度スケジュール案
 - (ア) 優良建築物等整備事業に係る地区の名称及びスケジュール
- オ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧
 - (ア) 下の表に関する地区並びに同表の街区，土地及び建物の所有者の名称，地番，面積，家屋番号，構造，階数，用途，築年，延床面積並びに課題・確認事項
- カ 優良建築物等整備事業の事業手法について
- キ 幅員構成の考え方
 - (ア) 4の「1行目3文字目から7文字目まで」
- (4) 条例第7条第6号該当
 - ア 会議録
 - (ア) 会議の内容の1の「3行目7文字目から15文字目まで」，「5行目7文字目から15文字目まで」及び「10行目7文字目から12行目まで」

14 平成26年9月29日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (1) 条例第7条第2号該当
 - ア 会議録
 - (ア) 出席者の「1行目37文字目及び38文字目」，「2行目7文字目及び8文字目」，「2行目10文字目及び11文字目」，「2行目13文字目及び14文字目」，「2行目16文字目及び17文字目」及び「2行目28文字目及び29文字目」
 - (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 1の「3行目2文字目から5文字目まで」及び「4行目2文字目から5文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 配布資料の「2行目9文字目から24文字目まで」及び「2行目26文字目から3行目2文字目まで」
 - (イ) 会議の内容
 - a 1の「19行目14文字目から17文字目まで」及び「19行目23文字目から26文字目まで」
 - b 2の「3行目13文字目から20文字目まで」，「4行目3文字目から6文字目まで」，「5行目5文字目から8文字目まで」，「5行目14文字目から17文字目まで」，「9行目5文字目から8文字目まで」及び「13行目8文字目から16行目まで」
 - ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案（事務局協議用）
 - (ア) 関連事業の中段の項目及び下段の項目並びにそれらのスケジュール
 - (3) 条例第7条第5号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 2の「1行目3文字目から5文字目まで」及び「3行目7文字目から15文字目まで」
 - (イ) 次回打合せ等の「2行目17文字目から21文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 会議の内容
 - a 1の「22行目5文字目から7文字目まで」，「22行目13文字目から23行目まで」，「25行

目 10 文字目から 26 行目まで」及び「27 行目 1 文字目から 4 文字目まで」

- b 3の「1 行目 3 文字目から 5 文字目まで」, 「2 行目 25 文字目から 3 行目 3 文字目まで」, 「3 行目 44 文字目から 4 行目 12 文字目まで」, 「4 行目 21 文字目から 6 行目まで」, 「8 行目 3 文字目から 25 文字目まで」, 「9 行目 1 文字目から 10 行目 37 文字目まで」, 「10 行目 41 文字目から 12 行目まで」, 「13 行目 7 文字目から 32 文字目まで」, 「14 行目 16 文字目から 15 行目まで」, 「16 行目 5 文字目から 27 文字目まで」, 「20 行目 22 文字目及び 23 文字目」, 「21 行目 24 文字目及び 25 文字目」及び「23 行目 5 文字目から 24 行目まで」

ウ 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案（事務局協議用）

- (ア) 関連事業の上段の項目の「1 文字目から 3 文字目」及びそのスケジュール

エ 優良建築物等整備事業の事業手法について

オ 優良建築物等整備事業事業スキームの検討

カ 設計と条件の項目整理

- (ア) 題名の「2 文字目から 8 文字目まで」

- (イ) 1の「2 行目 2 文字目から 3 行目まで」, 「4 行目 2 文字目から 24 文字目まで」, 「5 行目 2 文字目から 7 行目まで」, 「8 行目 2 文字目から 10 行目まで」及び「11 行目 2 文字目から 20 文字目まで」

- (ウ) 2の「10 行目 2 文字目から 18 文字目まで」

- (エ) 3の「2 行目 7 文字目から 21 文字目まで」, 「5 行目 2 文字目から 10 文字目まで」及び「6 行目 12 文字目から 32 文字目まで」

- (オ) 4の「1 行目 3 文字目から 5 文字目まで」, 「2 行目 20 文字目から 22 文字目まで」, 「3 行目 2 文字目から 27 文字目まで」, 「4 行目 5 文字目から 7 文字目まで」, 「4 行目 23 文字目から 25 文字目まで」, 「5 行目 2 文字目から 4 文字目まで」及び「6 行目 13 文字目から 15 文字目まで」

キ 「水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」について

- (ア) 位置図

ク 第 3 回泉町 1 丁目北地区市街地再開発事業の都市計画決定に伴う交通協議に係る図面

(4) 条例第 7 条第 6 号該当

ア 会議録

- (ア) 会議の内容の 2 の「20 行目 10 文字目から 21 行目まで」

15 平成 26 年 10 月 14 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 次回打合せ等の「4 行目 4 文字目及び 5 文字目」

イ 会議録

- (ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 13 文字目及び 14 文字目」, 「2 行目 21 文字目及び 22 文字目」, 「2 行目 24 文字目及び 25 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」及び「3 行目 18 文字目及び 19 文字目」

- (イ) 会議の内容

- a 1の「8 行目 2 文字目から 5 文字目まで」, 「8 行目 7 文字目から 12 文字目まで」, 「8 行目 15 文字目から 31 文字目まで」, 「8 行目 34 文字目から 38 文字目まで」, 「10 行目 2 文字目

から7文字目まで」,「12行目2文字目及び3文字目」,「12行目6文字目及び7文字目」,「19行目2文字目から16文字目まで」,「20行目26文字目から21行目16文字目まで」,「21行目21文字目から22行目4文字目まで」,「23行目12文字目及び13文字目」,「23行目16文字目及び17文字目」,「23行目20文字目及び21文字目」,「26行目13文字目から16文字目まで」,「26行目19文字目から24文字目まで」,「33行目3文字目及び4文字目」,「34行目2文字目から26文字目まで」,「36行目2文字目及び3文字目」及び「36行目10文字目から15文字目まで」

b 2の「3行目32文字目及び33文字目」及び「5行目18文字目及び19文字目」

ウ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧

(ア) 上の表の土地及び建物の所有者の氏名,建物(法人が所有するものを除く。)の家屋番号,構造,階数,用途,築年,延床面積並びに課題・確認事項

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 次回打合せ等の「3行目16文字目から19文字目まで」,「5行目13文字目から16文字目まで」及び「6行目6文字目から8文字目まで」

イ 会議録

(ア) 出席者の「3行目13文字目から16文字目まで」

(イ) 会議の内容の1の「2行目3文字目から6文字目まで」,「4行目2文字目から5文字目まで」,「6行目2文字目から7行目まで」,「10行目19文字目から21文字目まで」,「19行目17文字目から47文字目まで」,「20行目6文字目から10文字目まで」,「25行目3文字目から6文字目まで」,「26行目8文字目から11文字目まで」,「30行目25文字目から31行目まで」,「32行目8文字目から11文字目まで」,「32行目21文字目から25文字目まで」,「35行目2文字目から5文字目まで」及び「35行目15文字目から25文字目まで」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案(事務局協議用)

(ア) 関連事業の中段の項目及び下段の項目並びにそれらのスケジュール

エ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧

(ア) 上の表の建物(法人が所有するものに限る。)の家屋番号,構造,階数,用途,築年,延床面積及び課題・確認事項

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「1行目3文字目から5文字目まで」,「2行目8文字目から11文字目まで」及び「3行目2文字目から6文字目まで」

(イ) 次回打合せ等の「8行目17文字目から20文字目まで」

イ 会議録

(ア) 配布資料の「2行目8文字目から14文字目まで」

(イ) 会議の内容の2の「1行目3文字目から5文字目まで」,「3行目6文字目から22文字目まで」,「4行目2文字目から5行目16文字目まで」及び「6行目12文字目から8行目まで」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業全体スケジュール案(事務局協議用)

(ア) 関連事業の上段の項目の「1文字目から3文字目」及びそのスケジュール

エ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧

(ア) 下の表に関する地区並びに同表の街区，土地及び建物の所有者の名称，地番，面積，家屋番号，構造，階数，用途，築年，延床面積並びに課題・確認事項

オ 交通解析について

(ア) 作業手順の②の「2行目」

(イ) 位置図及び調査箇所図

カ 水戸勝田都市計画地区計画の決定（水戸市決定）

(ア) 面積，区画の整備・開発及び保全に関する方針の土地利用の方針の「5行目及び6行目」並びに地区整備計画の地区施設の配置及び規模の区画道路第4号及び第5号の幅員及び延長，地区の区分の地区の名称の右欄及び地区の面積の右欄並びに建築物等に関する事項の壁面の位置の制限の右欄の「6行目2文字目から4文字目まで」

16 平成26年11月11日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」，「2行目13文字目及び14文字目」，「2行目21文字目及び22文字目」，「2行目24文字目及び25文字目」，「2行目27文字目及び28文字目」及び「2行目39文字目及び40文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「5行目43文字目及び44文字目」，「10行目41文字目及び42文字目」，「13行目8文字目及び9文字目」，「16行目21文字目及び22文字目」，「18行目2文字目及び3文字目」，「18行目10文字目から12文字目まで」，「18行目26文字目及び27文字目」及び「18行目40文字目から19行目1文字目まで」

b 2の「6行目42文字目及び43文字目」，「8行目43文字目及び44文字目」，「13行目30文字目及び31文字目」及び「16行目8文字目及び9文字目」

c 3の「10行目22文字目及び23文字目」

d 4の「6行目34文字目及び35文字目」，「7行目25文字目及び26文字」及び「9行目8文字目及び9文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 配布資料の「2行目9文字目から14文字目まで」及び「2行目16文字目から22文字目まで」

(イ) 会議の内容の1の「2行目16文字目から21文字目まで」，「2行目23文字目から32文字目まで」，「3行目2文字目から7文字目まで」，「3行目20文字目及び21文字目」，「3行目44文字目から4行目17文字目まで」，「5行目7文字目から41文字目まで」，「7行目2文字目から5文字目まで」及び「7行目8文字目から11文字目まで」

イ 移転代替地関連事業費の想定

(ア) 移転者の項目の1番目の欄の「1文字目から4文字目まで」及び2番目の欄

(イ) 原所有者の項目（志村病院代替地の欄を除く。）

(ウ) 土地買取費の項目の上段の1番目の欄の「1行目1文字目から4文字目まで」，「2行目6文字目から3行目まで」及び「4行目2文字目から5行目まで」，2番目の欄の「1行目2文字目から5文字目まで」，「1行目13文字目から15文字目まで」，「2行目から4行目まで」及び

「5行目2文字目から6行目まで」、3番目の欄の「1行目2文字目から12文字目まで」、「2行目2文字目から14文字目まで」、「3行目2文字目から4行目まで」及び「5行目2文字目から9文字目まで」並びに4番目の欄「1行目2文字目から3行目まで」及び「4行目2文字目から20文字目まで」

(エ) 土地買取費の原所有者からの取得金額Aの項目の面積、単価及び金額（志村病院代替地の欄の金額を除く。）

(オ) 建物補償費の項目（志村病院代替地の欄及び事業費の欄の1行目を除く。）

(カ) 解体整地費の項目の下段（志村病院代替の欄及び事業費の欄を除く。）

(キ) 通損補償費の項目の2番目の欄

(ク) 課題の項目の1番目の欄、2番目の欄の「1行目2文字目から17文字目まで」及び「4行目2文字目から6行目まで」、3番目の欄の「1行目及び2行目」及び「3行目2文字目から6行目まで」、4番目の欄の「1行目2文字目から2行目まで」及び「3行目2文字目から5行目まで」並びに5番目の欄の「1行目2文字目から5行目まで」

(ケ) 注)の「19文字目から22文字目まで」及び「24文字目から27文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「3行目2文字目から4文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容の4の「1行目3文字目から5文字目まで」、「2行目7文字目から10文字目まで」、「2行目21文字目から3行目まで」、「4行目3文字目から14文字目まで」及び「4行目42文字目から5行目まで」

17 平成26年11月25日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目13文字目及び14文字目」、「2行目21文字目及び22文字目」、「2行目24文字目及び25文字目」、「2行目27文字目及び28文字目」及び「2行目39文字目及び40文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「7行目37文字目及び38文字目」、「11行目14文字目及び15文字目」、「12行目43文字目及び44文字目」、「14行目14文字目及び15文字目」及び「17行目32文字目及び33文字目」

b 3の「5行目16文字目及び17文字目」

c 4の「4行目29文字目及び30文字目」及び「5行目23文字目及び24文字目」

d 5の「5行目40文字目及び41文字目」、「6行目6文字目及び7文字目」及び「7行目8文字目及び9文字目」

イ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業

(ア) (4)公共施設管理者負担金の根拠の表の補償費の建物補償費の項西通り線の算出根拠の欄の「1行目6文字目及び7文字目」、「1行目9文字目及び10文字目」、「1行目12文字目」、「2行目1文字目及び2文字目」、「2行目4文字目及び5文字目」、「2行目7文字目及び8文字目」、

「2行目10文字目及び11文字目」及び「2行目19文字目及び20文字目」

ウ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧（概算）

(ア) 個人の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 配布資料の「2行目8文字目から13文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 1の「5行目1文字目から6行目9文字目まで」, 「7行目2文字目から35文字目まで」, 「8行目2文字目から9行目2文字目まで」, 「10行目2文字目から11行目12文字目まで」, 「12行目2文字目から41文字目まで」, 「13行目2文字目及び3文字目」, 「13行目5文字目から8文字目まで」, 「13行目10文字目から13文字目まで」, 「16行目2文字目から5文字目まで」及び「18行目3文字目から8文字目まで」

b 5の「2行目2文字目から30文字目まで」及び「5行目2文字目から38文字目まで」

c 6の「8行目1文字目から3文字目まで」及び「8行目5文字目から8文字目まで」

イ 資金計画たたき台（11.22案）の主な作成根拠

(ア) 算定方法の数値, 金額及び単価

ウ 整備計画に係る検討

(ア) 金額

エ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業

(ア) (1) 事業費概算の表の金額

(イ) (2) 事業費の算出の表の単価及び金額

(ウ) (4) 公共施設管理者負担金の根拠の表の単価及び金額, 補償費の建物補償費の項目に係るコメント欄の「2行目1文字目から3文字目まで」, 補償費の建物補償費の項目の西通り線の算出根拠の欄「1行目1文字目から3文字目まで」及び「2行目13文字目から17文字目まで」並びに補償費の営業補償費の項目に係るコメント欄の「2行目1文字目から3文字目まで」

(エ) (3) 一般会計補助金の算出の表の金額及び同表の(4)の共同施設整備費の項目の補助対象事業費の欄の「2行目1文字目から3文字目」まで

(オ) (4) 床価額算出事業費内訳の表の金額

(カ) (5) 床価格の算出（効用比率による床価格）

a 土地持分割合の計算に係る数値

b 金額

c 建物持分割合の計算に係る数値

オ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧（概算）

(ア) 屋号, 業種, 意向, 土地評価, 再築補償額, 工作物, 動産移転料, 仮住居, 仮店舗・仮事務所, 地代減収, 家賃減収, 移転雑費, 営業補償, 借家人補償, その他補償, 通損補償計, 権利変換資産に係る土地, 建物及び権変資産計の内容（空欄を含む。）、金額, 予備費・消費税相当額の割合及び計上の対象に関する情報並びに権利変換及び転出の割合

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 2の「4行目2文字目から4文字目まで」
- b 3の「8行目7文字目から31文字目まで」

(イ) 施設平面図

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「15行目2文字目から40文字目まで」

18 平成26年12月2日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業道路特別会計補助金の考え方について

(ア) 4の表のNo. 2から4まで, 6, 8, 9, 15, 16 (法人等の名称を除く。), 18及び20の権利者名及び構造・用途

イ 道路特別会計の検討

(イ) 上の表の土地所有者の氏名

ウ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧(概算)

(ウ) 個人の氏名

エ 従前地権者道路拡幅面積表

(エ) 右上の「20141202の後ろ2文字」

オ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業「12/2案②」

(オ) (3)の表の補償費の建物補償費の項目の西通り線(上市189号線)の算出根拠の欄の「1行目8文字目及び9文字目」, 「1行目11文字目及び12文字目」, 「2行目1文字目及び2文字目」, 「2行目4文字目及び5文字目」, 「2行目7文字目及び8文字目」, 「3行目4文字目及び5文字目」及び「3行目7文字目及び8文字目」, 同項目の東通り線(上市192号線)の算出根拠の欄の「1行目4文字目から6文字目まで」, 「1行目8文字目及び9文字目」, 「1行目11文字目及び2行目1文字目」及び「2行目3文字目及び4文字目」並びに同項目の北通り線(幹線市道4号線)の算出根拠の欄の「1行目4文字目及び5文字目」, 「1行目7文字目及び8文字目」及び「1行目10文字目及び2行目1文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区資金計画の検討について

(ア) ⑧の「3行目9文字目から12文字目まで」, 「5行目10文字目から13文字目まで」, 「5行目23文字目から27文字目まで」及び「10行目6文字目から9文字目まで」

イ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業道路特別会計補助金の考え方について

(イ) 4の表のNo. 1, 5及び7の構造・用途

(イ) 工法及び工法の選定理由

ウ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業道路特別会計補助金の運用について

(ウ) 1の「5行目1文字目から11文字目まで」及び「6行目から12行目まで」

(イ) 2の「5行目及び6行目」

(ウ) 4-1の「4行目及び5行目」

(エ) 4-2の「4行目」

(オ) 図面における番号

エ 道路特別会計の検討

(ア) 上の表の屋号, 業種, 意向, 工法及び金額, 米印, 下の表の区分に関する土地所有者の氏名及び名称並びに同表の面積及び金額

オ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧(概算)

(ア) 屋号, 業種, 意向, 土地評価, 再築補償額, 工作物, 動産移転料, 仮住居, 仮店舗・仮事務所, 地代減収, 家賃減収, 移転雑費, 営業補償, 借家人補償, その他補償, 通損補償計, 権利変換資産に係る土地, 建物及び権変資産計の内容(空欄を含む。), 金額, 予備費・消費税相当額の割合及び計上の対象に関する情報, 権利変換及び転出の割合及び個別の地権者に関する権利変換及び転出の按分の方法並びに補償項目ごとの算定等の方法

カ 適用代価一覧表

(ア) 単価

キ 適用データ一覧表

(ア) 直接工事費の金額及び単価

ク 泉町1丁目北地区計画

(ア) 金額(幹線市道4号線A, 上市189号線, 上市192号線及び直接工事費合計に係るものに限る。)

ケ 概算工事費

(ア) 単価及び金額(幹線市道4号線A, 上市189号線及び上市192号線に係るものに限る。)

コ 泉町1丁目北地区市街地再開発計画南北歩行者連絡通路の技術的検討比較表

(ア) 金額

サ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業[12/2案②]

(ア) (1)の表の金額

(イ) (2)の表の単価及び金額

(ウ) (3)の表の単価及び金額並びに補償費の建物補償費の項目の西通り線(上市189号線)の算出根拠の欄の「1行目4文字目から6文字目まで」及び「3行目10文字目から14文字目まで」

(エ) (4)の表の金額

(オ) (5)の表の金額

(カ) (6)の上の表

a 土地持分割合の計算に係る数値

b 金額

c 建物持分割合の計算に係る数値

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区資金計画の検討について

(ア) ⑤の「1行目17文字目から21文字目まで」及び「4行目24文字目から34文字目まで」

イ 泉町1丁目北地区計画数量算定図

ウ 工事予定場所の分かる図面

エ 面積一覧表

(ア) 4番目及び5番目の項目

オ 街渠延長一覧表

(ア) 4番目及び5番目の項目

カ 従前地権者道路拡幅面積表

(ア) A街区以外の街区名並びに当該街区関連の路線名、当該路線に係る法人の名称及び面積

キ 泉町1丁目北地区計画

(ア) 金額（幹線市道4号線A，上市189号線，上市192号線及び直接工事費合計に係るものを除く。）

ク 概算工事費

(ア) 単価及び金額（幹線市道4号線A，上市189号線及び上市192号線に係るものを除く。）

ケ 工事予定場所の面積算定図

コ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業[12/2案②]

(ア) (1)の右上の表の駐車場の欄の右の欄

(イ) (2)の表の4の(3)の「4文字目から10文字目まで」

サ 関係事業費の想定

(ア) 題名の「1文字目から3文字目まで」，題名の下の方の「1文字目から7文字目まで」，優良建築物等整備事業の表の保留床処分金の上段及び下段の項目，金額及び米印の「2文字目から4文字目まで」

(イ) 米印の下の方の「6文字目から8文字目まで」，道路事業の表の路線名，面積，金額及び単価

19 平成26年12月16日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業「12/16案②」

(ア) (3)の表の補償費の建物補償費の項目の西通り線（上市189号線）の算出根拠の欄の「1行目8文字目及び9文字目」，「1行目11文字目及び12文字目」，「2行目1文字目及び2文字目」，「2行目4文字目及び5文字目」，「2行目7文字目及び8文字目」，「3行目4文字目5文字目」及び「3行目7文字目及び8文字目」，同項目の東通り線（上市192号線）の算出根拠の欄の「1行目4文字目から6文字目まで」，「1行目8文字目及び9文字目」，「1行目11文字目及び2行目1文字目」及び「2行目3文字目及び4文字目」並びに同項目の北通り線（幹線市道4号線）の算出根拠の欄の「1行目4文字目及び5文字目」，「1行目7文字目及び8文字目」及び「1行目10文字目及び2行目1文字目」

イ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧（概算）

(ア) 個人の氏名

ウ 道路特別会計の検討

(ア) 上の表の土地所有者の氏名

エ 地下通路，デッキ等の幅員について

(ア) 「2行目19文字目及び20文字目」

オ 地下通路，デッキ等について

(ア) 「2行目19文字目及び22文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業「12/16案②」

(ア) (1)の表の金額

(イ) (2)の表の単価，金額及び4の(3)の「4文字目から10文字目まで」

(ウ) (3)の表の単価及び金額並びに補償費の建物補償費の項目の西通り線（上市189号線）の算出根拠の欄「1行目4文字目から6文字目まで」及び「3行目10文字目から14文字目まで」

(エ) (4)の表の金額

(オ) (5)の表の金額

イ 泉町一丁目北地区資金計画案別紙資料

(ア) 2. 基本設計を含めて外注する場合

a 総工事費及び工事費の額

b (1)の「1行目17文字目から23文字目まで」、「2行目2文字目から8文字目まで」、「2行目11文字目から17文字目まで」、「4行目2文字目から7文字目まで」、「5行目」、「6行目13文字目から19文字目まで」、「6行目21文字目から30文字目まで」、「7行目2文字目から8文字目まで」、「7行目10文字目から16文字目まで」、「8行目2文字目から6文字目まで」、「9行目2文字目から6文字目まで」及び「11行目8文字目から10文字目まで」

c (2)の「1行目17文字目から23文字目まで」、「2行目2文字目から8文字目まで」、「2行目11文字目から17文字目まで」、「4行目2文字目から8文字目まで」、「5行目」、「6行目13文字目から19文字目まで」、「6行目21文字目から30文字目まで」、「7行目2文字目から8文字目まで」、「7行目10文字目から16文字目まで」、「8行目2文字目から6文字目まで」、「9行目2文字目から6文字目まで」及び「11行目8文字目から10文字目まで」

d 基本・実施設計費の「2行目2文字目から8文字目まで」

(イ) 3. 工事管理

a 総工事費及び工事費の額

b (1)の「1行目17文字目から22文字目まで」、「2行目2文字目から8文字目まで」、「4行目2文字目から7文字目まで」、「4行目10文字目から15文字目まで」、「5行目」、「6行目13文字目から19文字目まで」、「6行目21文字目から30文字目まで」、「7行目2文字目から8文字目まで」、「7行目10文字目から16文字目まで」、「8行目2文字目から6文字目まで」及び「10行目8文字目から10文字目まで」

c 事業計画作成における設計費の算出経過の金額

ウ 水戸市新たな市民会館基本計画策定設計料（基本設計＋実施設計）の算定

(ア) 業務量の算定に係る係数、特殊要因補正率及び業務量（部門ごとの小計を含む。）、金額並びにヒアリングをした法人の名称及びヒアリングにより得られた単価

エ 水戸市新たな市民会館基本計画策定工事監理料の算定

(ア) 業務量の算定に係る係数、特殊要因補正率及び業務量（部門ごとの小計を含む。）、金額並びにヒアリングをした法人の名称及びヒアリングにより得られた単価

オ 水戸市泉町1丁目従前資産・通損一覧（概算）

(ア) 屋号、業種、意向、土地評価、再築補償額、工作物、動産移転料、仮住居、仮店舗・仮事務所、地代減収、家賃減収、移転雑費、営業補償、借家人補償、その他補償及び通損補償計並びに権利変換資産に係る土地、建物及び権変資産計の内容（空欄を含む。）、金額、予備費・消費税相当額の割合及び計上の対象に関する情報、権利変換及び転出の割合並びに個別の地権者に関する権利変換及び転出の按分の方法

カ 道路特別会計の検討

(ア) 上の表の屋号、業種、意向、工法及び金額、米印、下の表の区分に関する土地所有者の氏名

及び名称並びに同表の面積及び金額

キ 市民会館、商業施設及び駐車場の設計価格に関する資料

(ア) 単価、加算額及び金額

ク 地下通路、デッキ等の幅員について

(ア) 工事費等についての「5行目2文字目から7文字目まで」、「8行目8文字目から11文字目まで」、「9行目8文字目から11文字目まで」、「11行目9文字目から12文字目まで」、「12行目14文字目から19文字目まで」、「13行目11文字目から16文字目まで」、「15行目2文字目から5文字目まで」、「28行目11文字目から16文字目まで」及び「28行目30文字目から37文字目まで」

ケ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業[12/9案②]

(ア) (1)の表の金額

(イ) (2)の表の単価及び金額

(ウ) (3)の表の単価及び額並びに補償費の建物補償費の項目の西通り線(上市189号線)の算出根拠の欄「1行目4文字目から6文字目まで」及び「3行目10文字目から14文字目まで」

(エ) (4)の表の金額

(オ) (5)の表の金額

(カ) (6)の上の表

a 土地持分割合の計算に係る数値

b 金額

c 建物持分割合の計算に係る数値

コ 泉町1丁目北地区公共管理者負担金(道路関係費)年度別内訳表

(ア) 金額(A街区、水戸市単費及び組合単費に関するものに限る。)

サ 泉町1丁目北地区事務費案

(ア) 金額

シ 権利床原価算定の考え方

(ア) 単価及び金額

ス 水戸泉町1丁目北地区床価額の検討

(ア) 1の表の金額(零を除く。)

(イ) 3の表の比率、数量、単価及び金額

(ウ) 4-1の表の比率、単価及び金額

(エ) 4-2の表の比率、単価及び金額

セ 平成26年度業務における契約変更検討(案)

(ア) 金額(5の(新規検討事項:周辺街区の歩行者動線の接続検討)の表の3番目の項目の金額を除く。)及び減額率

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業「12/16案②」

(ア) (3)の表の公共施設本工事費の工事費の項目の連絡通路(芸術館, R50 地下駐)の算出根拠の欄の「1行目1文字目から3文字目まで」及び公共施設付帯工事費・設計費の詳細設計費の項目の連絡通路(芸術館, R50 地下駐)の算出根拠の欄の「1行目8文字目から10文字目まで」

イ 施設平面図

ウ 地下通路，デッキ等の幅員について

- (ア) 「5行目2文字目から11文字目まで」，「17行目6文字目から17文字目まで」，「19行目2文字目から5文字目まで」，「19行目14文字目から17文字目まで」，「20行目18文字目から21文字目まで」，「20行目27文字目から29文字目まで」，「21行目4文字目及び5文字目」及び「23行目44文字目から24行目8文字目まで」

エ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業[12/9案②]

- (ア) (1)の右上の表の駐車場の右の欄

オ 関係事業費の想定（1ページに集約して印刷されたものを含む。）

- (ア) 題名の「1文字目から3文字目まで」，題名の下の方の「1文字目から7文字目まで」，優良建築物等整備事業の表の保留床処分金の上段及び下段の項目，金額並びに米印の「2文字目から4文字目まで」

- (イ) 米印の下の方の「6文字目から8文字目まで」，道路事業の表の路線名，面積，金額及び単価

カ 泉町1丁目北地区公共管理者負担金（道路関係費）年度別内訳表

- (ア) A街区の欄の右の欄

- (イ) 金額（A街区，水戸市単費及び組合単費に関するものを除く。）

- (ウ) H27

- a 6番目及び7番目の項目の種別の欄の「1文字目から11文字目まで」
- b 8番目の項目の種別の欄の「1文字目から12文字目まで」
- c 9番目の項目の種別の欄の「1文字目から3文字目まで」及び摘要の欄
- d 10番目及び12番目の項目の摘要の欄の「3文字目から5文字目まで」
- e 11番目，16番目及び17番目の項目の種別の欄の「1文字目から3文字目まで」
- f 13番目の項目の種別の欄の「8文字目から10文字目まで」
- g 18番目の項目の種別の欄の「2行目4文字目から8文字目まで」

- (エ) H28

- a 1番目から5番目まで，10番目及び11番目の項目の種別の欄「1文字目から3文字目まで」及び摘要の欄「1行目から2行目まで」
- b 6番目から9番目までの項目の種別の欄「1文字目から11文字目まで」
- c 13番目の項目の摘要の欄「1行目8文字目から11文字目まで」

- (オ) H31

- a 4番目の項目の種別の欄「1文字目から12文字目まで」

- (カ) 事業計2番目の項目の「1行目8文字目から10文字目まで」

キ 水戸泉町1丁目北地区床価額の検討

- (ア) 2の表の米印「2文字目から10文字目まで」

ク 地下通路，デッキ等について

- (ア) 周辺街区接続図

- (イ) 2の「7行目14文字目から19文字目まで」

- (ウ) 3の「1行目3文字目から10文字目まで」，「3行目17文字目から19文字目まで」，「7行目8文字目から23文字目まで」，「16行目20文字目から42文字目まで」，「25行目2文字目から13文字目まで」，「26行目5文字目から8文字目まで」，「26行目17文字目から20文字目まで」，

「27 行目 18 文字目から 21 文字目まで」, 「27 行目 27 文字目から 29 文字目まで」 及び 「30 行目 44 文字目から 31 行目 9 文字目まで」 並びに立面図

ケ 平成 26 年度業務における契約変更検討 (案)

(ア) 5 の (新規検討事項: 周辺街区の歩行者動線の接続検討) の表の 3 番目の項目及びその金額
コ 詳細設計の見積り (1 枚目)

(ア) 件名の「1 文字目から 6 文字目まで」, 金額 (零を除く。) 及び人工

サ 詳細設計の見積り (2 枚目)

(ア) 件名の「1 文字目から 5 文字目まで」, 金額 (零を除く。) 及び人工

20 平成 27 年 1 月 13 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 2 文字目から 5 文字目まで」, 「3 行目 2 文字目から 8 文字目まで」 及び 「4 行目 2 文字目から 5 文字目まで」

(イ) 次回打合せ等の「2 行目 1 文字目から 4 文字目まで」

イ 泉町 1 丁目北地区打合せ等スケジュール

(ア) コンサルタントの地権者対応の項目の 1 月 15 日のスケジュールの「7 文字目から 10 文字目まで」

ウ 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業について

(ア) 2 の(6)の表の金額

(2) 条例第 7 条第 5 号該当

ア 泉町 1 丁目北地区打合せ等スケジュール

(ア) 準備組合の下の項目の「1 文字目から 3 文字目まで」 並びにその上段及び下段の項目

イ 施設建築物の継続検討事項

(ア) 「14 行目 2 文字目から 22 文字目まで」

21 平成 27 年 1 月 13 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 事業資金調達計画 (概要案)

(ア) 金額 (借入金の事業協力者に係るものを除く。)

イ 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業事業計画の概要 (案)

(ア) 金額 (零を除く。)

22 平成 27 年 2 月 9 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 13 文字目及び 14 文字目」, 「2 行目 21 文字目及び 22 文字目」 及び 「2 行目 28 文字目及び 29 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1 の「4 行目 34 文字目及び 35 文字目」

- b 2の「5行目 22文字目及び23文字目」及び「5行目 34文字目及び35文字目」
- c 3の「3行目 17文字目及び18文字目」
- d 4の「3行目 27文字目及び28文字目」
- e 6の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「2行目 6文字目及び7文字目」
- f 7の「3行目 2文字目及び3文字目」及び「3行目 29文字目及び30文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 1の「1行目 3文字目から6文字目まで」
- (イ) 3の「2行目 2文字目から5文字目まで」
- (ウ) 5の「3文字目から6文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

- a 3の「9行目 5文字目及び6文字目」
- b 4の「1行目 3文字目から6文字目まで」及び「2行目 2文字目から5文字目まで」
- c 6の「1行目 3文字目から6文字目まで」
- d 8の「4行目 14文字目から17文字目まで」

ウ 水戸再開発物件計画案

- (ア) 地権者等に係る施設の名称

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

- (ア) 会議の内容の1の「7行目 11文字目から13文字目まで」

イ 水戸・勝田都市計画地区計画の決定（水戸市決定）

- (ア) 面積の項目，地区整備計画の地区施設の配置及び規模の項目の区画道路第3号及び第4号の幅員及び延長並びに地区の区分の地区の名称の項目の右欄及び地区の面積の項目の右欄

23 平成27年2月17日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」，「2行目 13文字目及び14文字目」，「2行目 21文字目及び22文字目」，「2行目 24文字目及び25文字目」，「2行目 27文字目及び28文字目」及び「3行目 11文字目から13文字目まで」
- (イ) 会議の内容の「1行目 2文字目から4文字目まで」，「10行目 41文字目及び42文字目」，「13行目 27文字目及び28文字目」，「14行目 33文字目及び34文字目」，「16行目 16文字目及び17文字目」，「23行目 4文字目及び5文字目」及び「26行目 16文字目から18文字目まで」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 1の「3文字目から6文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 出席者の「3行目 2文字目から9文字目まで」
- (イ) 会議の内容の「14行目 6文字目から8文字目まで」，「14行目 15文字目から17文字目まで」，

「14 行目 19 文字目から 21 文字目まで」, 「15 行目 17 文字目から 19 文字目まで」, 「16 行目 8 文字目から 10 文字目まで」 及び 「31 行目 2 文字目から 12 文字目まで」

ウ 水戸再開発物件計画案（メモなし）

(ア) 地権者等に係る施設の名称

エ 水戸再開発物件計画案（メモあり）

(ア) 地権者等に係る施設の名称

24 平成 27 年 3 月 3 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業【新たな市民会館整備基本計画を受けた施設建築物の検討課題の整理】

(ア) 右上の枠内「19 文字目及び 20 文字目」

イ 水戸泉町 1 丁目北地区これまでの取り組みと平成 20 年～平成 25 年度委託業務内容のまとめ

(ア) 右上の枠内「19 文字目及び 20 文字目」

ウ 水戸泉町 1 丁目北地区平成 26 年度委託業務内容のまとめ

(ア) 2 行目「19 文字目及び 20 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「3 文字目から 6 文字目まで」

イ 水戸泉町 1 丁目北地区これまでの取り組みと平成 20 年～平成 25 年度委託業務内容のまとめ

(ア) 泉町 1 丁目北地区市街地再開発準備組合の業務委託に係る受託業者の名称及び委託額

ウ 水戸泉町 1 丁目北地区平成 26 年度委託業務内容のまとめ

(ア) 「3 行目 13 文字目から 19 文字目まで」 及び 「3 行目 21 文字目から 27 文字目まで」

(イ) 表の泉町 1 丁目北地区市街地再開発準備組合の業務委託に係る受託業者の名称及び委託額

(3) 条例第 7 条第 5 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区平成 26 年度委託業務内容のまとめ

(ア) 表の業務内容の項目の水戸市の欄の(3)の「3 行目 2 文字目から 11 文字目まで」

25 平成 27 年 3 月 17 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2 の「4 行目 14 文字目から 16 文字目まで」 及び 「5 行目 12 文字目から 14 文字目まで」 並びに 2 の枠外右の文章の「1 行目 3 文字目及び 4 文字目」

(イ) 6 の「3 行目 18 文字目から 20 文字目まで」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「3 文字目から 6 文字目まで」

(3) 条例第 7 条第 5 号該当

ア 水戸・勝田都市計画地区計画の決定（水戸市決定）

(ア) 面積の項目, 区域の整備開発及び保全に関する方針の土地利用の方針の項目の「6 行目から

7行目 29文字目まで」及び「8行目 9文字目から 18文字目まで」, 地区整備計画の地区施設の配置及び規模の区画道路 2号及び3号の幅員及び延長並びに地区の区分の地区の名称の右欄及び地区の面積の右欄

イ 建築物等の用途の制限 (案)

(ア) 「12行目 6文字目から 8文字目まで」, 他地区との比較及び制限方針の表の泉町北A地区の右の欄の「4文字目から 6文字目まで」並びに工場 (店舗及び事務所のうちに敷設される作業所を除く) の項目及び自動車修理工場の項目に係る用途制限の方針の欄

26 平成 27年 3月 24日 水戸泉町 1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7条第 3号該当

ア 水戸泉町 1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「13文字目から 17文字目まで」

イ 水戸市泉町再開発計画テナント面積表

(ア) 地権者等に係るテナント名及び表の下の「13文字目から 24文字目まで」

ウ 水戸再開発物件計画案

(ア) 地権者等に係るテナントの名称

エ 水戸市泉町再開発計画テナントリーシングプレヒアリング報告

(ア) 表のテナント名, 会社名, 担当者, 評価及び結果並びに表の下の「1行目の 13文字目から 24文字目まで」

(イ) プレリーシング所見の「4行目 60文字目から 105文字目まで」及び「6行目 2文字目から 87文字目まで」

オ 水戸市泉町再開発計画商業ゾーンテナントリーシング

(ア) 表のテナント例及び家賃並びに表の下の「1行目の 13文字目から 24文字目まで」

(2) 条例第 7条第 5号該当

ア 平成 26年度市発注業務進行表

(ア) 3の下段の項目

27 平成 27年 4月 2日 水戸泉町 1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7条第 2号該当

ア 五軒町 2丁目の地籍図

(ア) 土地所有者の氏名

イ 面談記録

(ア) 出席者の左欄の「2行目」及び記録者の「8文字目から 10文字目まで」

ウ 水戸市泉町 1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 上の表の番号欄, 土地及び建物の所有者の氏名 (屋号を含む。), 建物 (法人が所有するものを除く。) の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 築年及び延床面積, 借家人名, 面談担当, 意向並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名 (市の職員を除く。)

エ 水戸市泉町 1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 上の表の番号欄, 土地の所有者の氏名, 建物 (法人が所有するものを除く。) の構造, 階数, 用途及び延べ床面積, 土地評価, 建物評価 (概算), 通損 (概算), 合計, 借家人名, 面談担当,

意向, 現在の状況・経緯, 対応方針並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名(市の職員を除く。)

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 5の「2行目14文字目から17文字目まで」

イ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 上の表の番号欄, 建物(法人が所有するものに限る。)の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 築年及び延床面積, 借家人名, 面談担当, 意向, 現在の状況・経緯並びに対応方針

ウ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 上の表の番号欄, 建物(法人が所有するものに限る。)の構造, 階数, 用途及び延べ床面積, 土地評価, 建物評価(概算), 通損(概算), 合計, 借家人名, 面談担当, 意向, 現在の状況・経緯並びに対応方針

エ 商業施設検討等について

(ア) 「3行目2文字目から12文字目まで」

(イ) 2の面積表の地権者に係るテナント名

オ 水戸再開発物件計画案

(ア) 地権者等に係るテナントの名称

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 下の表に関する地区並びに同表の街区, 土地の所有者の名称, 地番及び面積, 建物の所有者の名称, 家屋番号, 構造, 階数, 用途, 築年及び延床面積, 借家人名, 面談担当, 意向, 現在の状況・経緯並びに対応方針

イ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 下の表の街区, 土地の所有者の名称及び面積, 建物の構造, 階数, 用途及び延床面積, 土地評価, 建物評価(概算), 通損(概算), 合計, 借家人名, 面談担当, 意向, 現在の状況・経緯並びに対応方針

28 平成27年4月7日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 面談記録NO.1

(ア) 出席者の左欄の「2行目及び3行目」及び記録者の「8文字目から10文字目まで」

イ 面談記録NO.2

(ア) 出席者の左欄の「2行目及び3行目」及び記録者の「8文字目から10文字目まで」

ウ 水戸市泉町1丁目北地区権利者訪問担当者

(ア) 番号欄, 土地所有者の氏名, 借家人名, 面談担当, 意向並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名

エ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 上の表の番号欄, 土地及び建物の所有者の氏名(屋号を含む。), 建物(法人が所有するものを除く。)の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 築年, 延床面積, 借家人名(屋号を含む。), 面談担当並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名(市の職員を除く。)

オ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 上の表の番号欄，土地の所有者の氏名，建物（法人が所有するものを除く。）の構造，階数，用途及び延床面積，土地評価，建物評価（概算），通損（概算），合計，借家人名，面談担当，意向，現在の状況・経緯並びに対応方針

カ 商業施設検討等について

(ア) 4の「6行目14文字目及び15文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸市泉町1丁目北地区権利者訪問担当者

(ア) 番号欄，借家人名，面談担当及び意向

イ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 上の表の番号欄，建物（法人が所有するものに限る。）の家屋番号，構造，階数，用途，築年及び延床面積，借家人名，面談担当，意向，現在の状況・経緯並びに対応方針

ウ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 上の表の番号欄，建物（法人が所有するものに限る。）の構造，階数，用途及び延床面積，土地評価，建物評価（概算），通損（概算），合計，借家人名，面談担当，意向，現在の状況・経緯並びに対応方針

エ 商業施設検討等について

(ア) 「3行目の2文字目から12文字目まで」

(イ) 2の面積表の地権者に係るテナント名

(ウ) 4の「2行目2文字目から36文字目まで」及び「7行目2文字目から8文字目まで」並びに写真

オ 水戸再開発物件計画案

(ア) 地権者等に係るテナントの名称

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧①

(ア) 下の表に関する地区並びに同表の街区，土地の所有者の名称，地番及び面積，建物の所有者の名称，家屋番号，構造，階数，用途，築年及び延床面積，借家人名，面談担当，意向，現在の状況・経緯並びに対応方針

イ 水戸市泉町1丁目北地区権利者一覧②

(ア) 下の表の街区，土地の所有者の名称及び面積，建物の構造，階数，用途及び延床面積，土地評価，建物評価（概算），通損（概算），合計，借家人名，面談担当，意向，現在の状況・経緯並びに対応方針

29 平成27年4月21日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合名簿

(ア) 7番目から15番目までの組合員の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合平成27年度通常総会

(ア) 議案第2平成26年度収支決算報告を承認する件（議案名を除く。），議案第4号平成27年度予算を承認する件（議案名を除く。）及び議案第6号準備組合の口座開設する金融機関を承認

する件（議案名を除く。）

30 平成 27 年 4 月 28 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4 の「3 行目 23 文字目及び 24 文字目」

イ 水戸市泉町 1 丁目北地区権利者訪問日程と担当者

(イ) 番号欄，土地所有者の氏名，借家人名，面談担当，意向，実施状況，訪問日程，訪問場所並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸市泉町 1 丁目北地区権利者訪問日程と担当者

(ア) 番号欄，借家人名，面談担当，意向及び実施状況

31 平成 27 年 5 月 12 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸市泉町 1 丁目北地区権利者訪問日程と担当者

(ア) 番号欄，土地所有者の氏名，借家人名，面談担当，意向，実施状況，訪問日程，訪問場所並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸市泉町 1 丁目北地区権利者訪問日程と担当者

(ア) 番号欄，借家人名，面談担当，意向，実施状況，訪問日程及び訪問場所

32 平成 27 年 6 月 2 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「3 行目 8 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「3 行目 2 文字目から 6 文字目まで」及び「3 行目 12 文字目から 15 文字目まで」

(イ) 2 の「3 行目 10 文字目から 12 文字目まで」

33 平成 27 年 6 月 9 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4 の「6 行目 20 文字目及び 21 文字目」

イ 事務局会議資料

(イ) 1 の「2 行目 2 文字目」，「4 行目 4 文字目から 22 文字目まで」，「5 行目 27 文字目及び 28 文字目」，「6 行目 2 文字目及び 3 文字目」，「7 行目 15 文字目から 19 文字目まで」，「7 行目 26 文字目及び 27 文字目」，「16 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「17 行目 13 文字目から 22 文字目まで」

- (イ) 2の「3行目6文字目及び7文字目」及び「4行目8文字目及び9文字目」
- ウ 水戸市泉町1丁目北地区権利者訪問日程と担当者
 - (ア) 番号欄, 土地所有者の氏名, 借家人名, 面談担当, 意向, 実施状況, 記録等並びに担当者凡例の個人の略称及び氏名
- (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (イ) 2の「1行目3文字目から6文字目まで」
 - イ 水戸泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業「平成27年度総合調整業務」に係る委託項目及び費用案
 - (イ) 人工及び実施体制に係る人数並びに金額
 - ウ 事務局会議資料
 - (イ) 1の「9行目2文字目から5文字目まで」, 「10行目2文字目から19文字目まで」, 「13行目2文字目から4文字目まで」, 「14行目2文字目から10文字目まで」, 「15行目2文字目から14文字目まで」及び「17行目2文字目から4文字目まで」
 - (イ) 2の「2行目2文字目から4文字目まで」
 - エ 水戸市泉町1丁目北地区権利者訪問日程と担当者
 - (イ) 番号欄, 借家人名, 面談担当, 意向, 実施状況及び記録等

34 平成27年6月16日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (1) 条例第7条第2号該当
 - ア 事務局会議資料
 - (イ) 1の「4行目2文字目から4文字目まで」, 「4行目6文字目及び7文字目」, 「4行目11文字目から13文字目まで」, 「4行目16文字目から18文字目まで」, 「4行目21文字目から26文字目まで」, 「4行目29文字目から32文字目まで」及び「5行目1文字目から10文字目まで」
 - (イ) 2の「2行目2文字目」, 「4行目27文字目及び28文字目」, 「5行目2文字目から4文字目」, 「5行目9文字目から11文字目まで」, 「5行目24文字目及び25文字目」, 「6行目2文字目及び3文字目」, 「7行目27文字目及び28文字目」, 「15行目19文字目及び20文字目」, 「16行目2文字目及び3文字目」及び「16行目6文字目及び7文字目」
 - イ 2015年7月商業床に関するヒアリング対象者(案)
 - (イ) 土地所有者及び借家人の氏名
 - ウ 会議録
 - (イ) 出席者の「1行目7文字目から22文字目まで」, 「2行目1文字目から23文字目まで」, 「3行目19文字目及び20文字目」, 「3行目23文字目及び24文字目」, 「4行目7文字目及び8文字目」, 「4行目10文字目から12文字目まで」及び「4行目14文字目及び15文字目」
- (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (イ) 2の「1行目3文字目から6文字目まで」
 - イ 事務局会議資料
 - (イ) 1の「7行目2文字目から4文字目まで」
 - (イ) 2の「7行目15文字目から19文字目まで」, 「8行目2文字目から5文字目まで」, 「9行目

2文字目から19文字目まで」,「12行目2文字目から4文字目まで」,「13行目2文字目から10文字目まで」,「14行目2文字目から14文字目まで」,「15行目2文字目から13文字目まで」及び「17行目2文字目から7文字目まで」

(ウ) 3の「2行目2文字目から10文字目まで」

ウ 2015年7月商業床に関するヒアリング対象者(案)

(ア) 借家人の名称

エ 会議録

(ア) 名称の「7文字目から10文字目まで」

(イ) 日時・場所の「21文字目から26文字目まで」

(ウ) 出席者の「1行目2文字目から5文字目まで」

(エ) 会議の内容の1の「2行目4文字目から7文字目まで」,「5行目20文字目から37文字目まで」,「6行目4文字目から7行目まで」,「11行目4文字目から16文字目まで」,「15行目3文字目から6文字目まで」,「15行目8文字目から11文字目まで」,「15行目39文字目から16行目2文字目まで」,「16行目8文字目から11文字目まで」,「16行目23文字目から28文字目まで」,「18行目5文字目から20行目まで」,「21行目4文字目から18文字目まで」,「24行目4文字目から25行目まで」及び「28行目5文字目から36文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 平面図

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「3行目3文字目から4行目まで」,「8行目4文字目から13文字目まで」,「9行目3文字目から14文字目まで」及び「9行目28文字目から31文字目まで」

35 平成27年6月23日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「3行目2文字目」及び「3行目5文字目及び6文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目13文字目及び14文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,「3行目13文字目から15文字目まで」,「3行目17文字目及び18文字目」及び「3行目25文字目及び26文字目」

(イ) 会議の内容の1の「4行目5文字目及び6文字目」及び「10行目2文字目」

ウ 平成27年5月14日の面談記録

(ア) 相手方の「2行目」

(イ) 出席者の左欄の「3行目」

(ウ) 発言者の「2行目及び3行目」

エ 平成27年5月26日の面談記録

(ア) 相手方の「2行目」

(イ) 出席者の左欄の「2行目1文字目及び2文字目」,「2行目3文字目及び4文字目」,「3行目」及び「4行目」

- (ウ) 記録者の「8文字目から11文字目まで」
 - (エ) 発言者の「1行目, 3行目から7行目まで」
 - (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 3の「3文字目から6文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 配布資料の「16文字目から19文字目まで」
 - (イ) 会議の内容
 - a 1の「8行目2文字目から10文字目まで」
 - b 2の「1行目3文字目から6文字目まで」, 「3行目2文字目から14文字目まで」及び「4行目2文字目から31文字目まで」
 - c 4の「4行目2文字目から8行目14文字目まで」, 「9行目2文字目から10行目18文字目まで」, 「19行目17文字目から20文字目まで」, 「19行目22文字目から28文字目まで」, 「20行目36文字目から39文字目まで」及び「21行目10文字目から16文字目まで」
 - ウ 平成27年5月14日の面談記録
 - (ア) 相手方の「1行目」
 - (イ) 場所
 - (ウ) 面接記録の「8行目12文字目から11行目まで」
 - エ 平成27年5月26日の面談記録
 - (ア) 相手方の「1行目」
 - (イ) 面談記録の「23行目2文字目から16文字目まで」, 「24行目2文字目から21文字目まで」, 「25行目2文字目から27行目まで」, 「29行目2文字目から30行目6文字目まで」, 「32行目2文字目から33行目まで」, 「34行目2文字目から19文字目まで」, 「35行目2文字目から36行目まで」, 「37行目2文字目から38行目まで」, 「40行目2文字目から29文字目まで」, 「41行目2文字目から22文字目まで」, 「42行目2文字目から43行目まで」, 「44行目2文字目から45行目まで」, 「46行目2文字目から48行目まで」及び「50行目2文字目から20文字目まで」
 - オ 地権者に係る市街地再開発事業により権利変換した場合の土地・建物のイメージ
 - (3) 条例第7条第6号該当
 - ア 会議録
 - (ア) 会議の内容
 - a 1の「11行目2文字目から12行目41文字目まで」
 - b 4の「15行目2文字目から16行目38文字目まで」
- 36 平成27年6月30日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
- (1) 条例第7条第2号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 1の「3行目2文字目」及び「3行目5文字目及び6文字目」
 - イ 会議録
 - (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「3行目7

文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目及び14文字目」,
「3行目 16文字目から18文字目まで」,「3行目 20文字目及び21文字目」,「3行目 28文字
目から32文字目まで」及び「3行目 34文字目及び35文字目」

ウ 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の1文字目及び下段の項目の1文字目

エ 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の取りまとめ担当の欄及び作成担当の欄の個人
の氏名

(イ) 平成26年度準備組合報告書(その1)の表の取りまとめ担当の欄,作成担当の欄及び今後の
作業内容/整理事項の欄の個人の氏名

(ウ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表の取りまとめ担当の欄,作成担当の欄及び今後の
作業内容/整理事項の欄の個人の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「3文字目から6文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 2の「4行目2文字目から6行目15文字目まで」,「7行目2文字目から8行目まで」,「9
行目2文字目から10行目まで」,「11行目2文字目から19文字目まで」及び「13行目2文
字目から38文字目まで」

b 3の「1行目3文字目から6文字目まで」及び「2行目12文字目から3行目12文字目ま
で」

c 4の「8行目14文字目から17文字目まで」

ウ 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の作成担当の欄の法人の名称

(イ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表

a 題名の受託者の名称

b 今後の作業内容/整理事項の欄の「3行目1文字目から4文字目まで」及び「3行目6文
字目から9文字目まで」

(ウ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表の下のその2業務の受託者の名称

(3) 条例第7条第5号該当

ア 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の3の2)の仕様書項目「3文字目から12文
字目まで」

37 平成27年7月7日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「3行目2文字目」及び「3行目5文字目及び6文字目」

イ 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の1文字目及び下段の項目の1文字目

ウ 面談記録

(ア) 相手方の「1文字目及び2文字目」及び「5文字目」

(イ) 出席者の左欄

(ウ) 記録者の「8文字目から10文字目まで」

(エ) 発言者の「1行目から7行目まで」

(オ) 面談記録の「1行目18文字目及び19文字目」及び「3行目2文字目及び3文字目」

エ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目及び11文字目」、「3行目13文字目及び14文字目」、「3行目16文字目から18文字目まで」、「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容の1の「12行目15文字目及び16文字目」、「12行目32文字目及び33文字目」、「12行目35文字目から39文字目まで」、「12行目46文字目」、「16行目13文字目及び14文字目」、「16行目17文字目及び18文字目」、「18行目2文字目から10文字目まで」及び「18行目27文字目」

オ 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の取りまとめ担当の欄及び作成担当の欄の個人の氏名

(イ) 平成26年度準備組合報告書(その1)の表の取りまとめ担当の欄、作成担当の欄及び今後の作業内容/整理事項の欄の個人の氏名

(ウ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表の取りまとめ担当の欄、作成担当の欄及び今後の作業内容/整理事項の欄の個人の氏名

カ 権利者等のカウント方法について

(ア) 表の2の項目の都市環境の意見の欄の「8行目10文字目及び11文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 面談記録

(ア) 面談記録の「4行目22文字目から6行目まで」、「12行目2文字目から9文字目まで」、「13行目2文字目から14行目まで」、「15行目2文字目から16行目まで」、「17行目2文字目から19文字目まで」、「21行目2文字目及び3文字目」及び「22行目2文字目から23行目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「4行目2文字目から18文字目まで」、「12行目52文字目から13行目42文字目まで」及び「17行目2文字目から5文字目まで」

b 2の「1行目3文字目から6文字目まで」及び「2行目2文字目から3行目17文字目まで」

c 4の「9行目2文字目から5文字目まで」及び「10行目9文字目から21文字目まで」

ウ 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の作成担当の欄の法人の名称

(イ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表

a 題名の受託者の名称

b 今後の作業内容／整理事項の欄の「3行目1文字目から4文字目まで」及び「3行目6文字目から9文字目まで」

(ウ) 平成26年度準備組合報告書(その2)の表の下のその2業務の受託者の名称

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 下の表の項目及びその7月29日からのスケジュール

イ 会議録

(ア) 会議の内容の3の「7行目34文字目から43文字目まで」, 「12行目2文字目から13行目14文字目まで」及び「14行目12文字目から14文字目まで」

ウ 平成26年度市発注業務報告書担当・構成

(ア) 平成26年度市発注業務報告書担当・構成の表の3の2)の仕様書項目の「3文字目から12文字目まで」

(4) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「23行目2文字目から24行目25文字目まで」

38 平成27年7月14日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目及び14文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」

(イ) 会議の内容の1の「3行目2文字目から4文字目まで」, 「5行目2文字目」, 「6行目2文字目及び3文字目」, 「6行目10文字目」及び「7行目42文字目」

イ 平成27年6月9日の面談記録

(ア) 相手方

(イ) 出席者の左欄

(ウ) 記録者の「8文字目から10文字目まで」

(エ) 発言者の「1行目から5行目まで」

(オ) 面談記録の「2行目14文字目」, 「5行目9文字目から14文字目まで」, 「5行目20文字目」, 「7行目2文字目及び3文字目」, 「8行目14文字目」, 「8行目18文字目から26文字目まで」, 「9行目11文字目」, 「9行目20文字目から10行目1文字目まで」及び「12行目5文字目」

ウ 平成27年6月23日の面談記録

(ア) 相手方

(イ) 出席者の左欄

(ウ) 記録者の「8文字目から10文字目まで」

(エ) 発言者の「1行目から5行目まで」

エ 2015年7月商業床に関するヒアリング対象者(案)

(ア) 土地所有者及び借家人の氏名

オ 都市計画決定図書における権利者等の整理

(ア) 「2行目の19文字目及び20文字目」, 「24行目2文字目から12文字目まで」, 「25行目9文字目から15文字目まで」及び「25行目21文字目から23文字目まで」

カ 土地所有者

(ア) 表の2から7まで, 9から14まで, 18から20まで及び22から28までの土地所有者の氏名並びに2, 6, 14, 16, 19及び24の土地所有者の備考

キ 五軒町2丁目の地籍図

(ア) 土地所有者の氏名

ク 建物所有者

(ア) 表の2番目から5番目まで, 7番目, 9番目から15番目まで, 17番目, 18番目, 20番目から22番目までの建物所有者の氏名並びにその所有する建物の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積, 建築面積及びカウムの対象並びに表枠外の項目

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「6行目30文字目から7行目19文字目まで」, 「7行目29文字目から31文字目まで」, 「10行目2文字目から33文字目まで」, 「14行目18文字目から21文字目まで」, 「15行目7文字目から9文字目まで」及び「16行目2文字目から7文字目まで」

b 2の「14行目6文字目から33文字目まで」及び「16行目2文字目から26文字目まで」

イ 平成27年6月23日の面談記録

(ア) 面談記録の「4行目12文字目から5行目まで」及び「7行目2文字目から8行目まで」

ウ 2015年7月商業床に関するヒアリング対象者(案)

(ア) 借家人の名称

エ 都市計画決定図書における権利者等の整理

(ア) 「26行目2文字目から9文字目まで」, 「27行目1文字目から19文字目まで」及び「27行目27文字目から29文字目まで」

オ 土地所有者

(ア) 表の権利関係(茨城県及び水戸市を除く。)

カ 建物所有者

(ア) 表の1番目, 6番目, 8番目, 16番目及び19番目の建物所有者の所有する建物の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積, 建築面積, 権利関係及びカウムの対象

キ 市発注業務の減額の考え方

(ア) 「3行目27文字目から33文字目まで」及び「4行目39文字目から45文字目まで」

(イ) 直接人件費内訳表の人工, 比率, 割合及び金額(単価を除く。)

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の3の「6行目2文字目から13文字目まで」及び「6行目38文字目から40文字目まで」

イ 市発注業務の減額の考え方

(7) 「4行目2文字目から11文字目まで」

39 平成27年7月21日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(7) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目及び14文字目」, 「3行目16文字目から18文字目まで」, 「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目から32文字目まで」

(イ) 配布資料の「1行目11文字目」

イ 水戸市泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(7) 個別地権者対応の上段の項目の1文字目及び下段の項目の1文字目

ウ 五軒町2丁目の地籍図

(7) 土地所有者の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(7) 会議の内容の1の「9行目2文字目から10行目11文字目まで」, 「11行目2文字目から39文字目まで」, 「12行目5文字目から21文字目まで」, 「13行目2文字目から14行目38文字目まで」, 「15行目2文字目から14文字目まで」及び「16行目2文字目から9文字目まで」

イ 水戸泉町一丁目北地区コンサルタントチームの再開発事業実績紹介

(7) 2ページ目

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(7) 会議の内容の2の「20行目2文字目から12文字目まで」, 「23行目19文字目から24行目3文字目まで」及び「24行目18文字目から25行目12文字目まで」

イ A4版及びA3版の水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(7) 下の表の項目及びその7月29日からのスケジュール

ウ 地区計画の区画変更に伴う図書の変更について

(7) 1ページ目左の区域の区域名の「4文字目から6文字目まで」, 同ページの左の表の位置の「9文字目から16文字目まで」, 面積の項目, 区域の整備開発及び保全に関する方針の土地利用の方針の「6行目」, 「7行目1文字目から29文字目まで」及び「8行目8文字目から17文字目まで」並びに地区整備計画の地区施設の配置及び規模の区画道路第2号及び区画道路第3号の幅員及び延長

(イ) 2ページ目の左の区域の区域名の「4文字目から6文字目まで」, 地区整備計画の地区の区分の地区の名称及び地区の面積の右欄

(ウ) 3ページ目から6ページ目までの左の図の区域の区域名の「4文字目から6文字目まで」及び各ページ左の図

40 平成27年7月28日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目及び14文字目」,「3行目 16文字目から18文字目まで」及び「3行目 20文字目及び21文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「8行目 7文字目及び8文字目」,「10文字目」及び「9行目 7文字目及び8文字目」
- b 2の「6行目 2文字目及び3文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 2の「12行目 28文字目から31文字目まで」,「12行目 33文字目から36文字目まで」及び「15行目 2文字目から9文字目まで」
- b 4の「3行目 26文字目から32文字目まで」及び「3行目 43文字目及び44文字目」

イ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業平成26年度委託業務の報告

(ア) (その2) 業務の受託者の名称

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業H27年度, 28年度総合調整業務見積参考資料

(ア) 人工, 地区条件補正モデルに係る数値及び金額(零を除く。)

(3) 条例第7条第5号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の3の「5行目 2文字目から25文字目まで」

41 平成27年8月4日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「4行目 6文字目から8文字目まで」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目から15文字目まで」,「3行目 17文字目及び18文字目」及び「3行目 25文字目及び26文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「3行目 12文字目及び13文字目」,「3行目 15文字目」及び「11行目 2文字目から15行目 17文字目まで」
- b 2の「8行目 8文字目及び9文字目」
- c 3の「9行目 5文字目及び6文字目」
- d 4の「5行目 24文字目及び25文字目」

ウ 土地所有者の権利関係の整理

(ア) 土地所有者の表の2から7まで, 9から14まで, 18から20まで及び22から28までの土地所有者の氏名並びに3, 6, 14, 16, 19及び23の土地所有者の備考

(イ) 建物所有者の表の2番目から4番目まで, 6番目, 8番目から13番目まで, 15番目, 16番目及び18番目から20番目までの建物所有者の氏名並びにその所有する建物の家屋番号, 構造,

階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積 (小計を含む。), 建築面積 (小計を含む。) 及びカウントの対象

(ウ) 都市再開発法第3条における耐火建築物の2番目から4番目まで, 6番目, 8番目から13番目まで, 15番目, 16番目の上段, 17番目及び18番目までの項目の建物所有者の氏名並びにその所有する家屋番号, 構造, 階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積 (小計を含む。), 現況容積率, 建築面積 (小計を含む。), 法3条耐火建築物適用除外 (非該当だと耐火建築物になる) のイの数値 (数値がないものを除く。), ロの数値 (該当なしのものを除く。), ホの数値 (該当のないものを除く。) 及びヘの数値 (該当なしのものを除く。) 並びに18番目の項目の延床面積に係るコメント

エ 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の「1文字目」及び下段の項目の「1文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「4行目20文字目から29文字目まで」及び「8行目」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「3行目34文字目から6行目24文字目まで」, 「8行目10文字目から15文字目まで」及び「10行目2文字目から37文字目まで」

b 2の「8行目19文字目から11行目12文字目まで」及び「12行目12文字目から13行目6文字目まで」

c 4の「5行目2文字目から5文字目まで」及び「5行目28文字目から30文字目まで」

d 5の「2行目2文字目から5文字目まで」, 「2行目12文字目から16文字目まで」, 「10行目43文字目から11行目3文字目まで」, 「11行目8文字目から11文字目まで」, 「12行目6文字目から9文字目まで」及び「12行目19文字目から29文字目まで」

ウ 土地所有者の権利関係の整理

(ア) 土地所有者の表の権利関係

(イ) 建物所有者の表の1番目, 5番目, 7番目, 14番目及び17番目の建物所有者の所有する建物の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積, 建築面積, 権利関係及びカウントの対象

(ウ) 都市再開発法第3条における耐火建築物の表

a 表の1番目, 5番目, 7番目, 14番目及び16番目の下段の建物所有者の所有する建物の家屋番号, 構造, 階数, 用途, 建築時期, 経過年数, 耐用年数, 残存年数, 経過割合, 延床面積, 敷地面積, 現況容積率, 建築面積並びに法3条耐火建築物適用除外 (非該当だと耐火建築物になる) のロの数値 (該当のないものを除く。) 及び耐火建築物該当建築面積 (該当のないものを除く。) 並びに合計の項目の数値 (延床面積, 敷地面積及び建築面積を除く。)

b 米印の「1行目6文字目から9文字目まで」及び「2行目2文字目から5文字目まで」

カ 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 総会の項目の8月15日からのスケジュールの「1文字目から4文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 水戸泉町北地区平成27年度短期スケジュール案

(ア) 下の表の項目及びその7月29日からのスケジュール

42 平成27年8月18日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「2行目6文字目から8文字目まで」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目及び11文字目」、「3行目13文字目から15文字目まで」、「3行目17文字目及び18文字目」及び「3行目25文字目及び26文字目」

(イ) 会議の内容

a 2の「18行目3文字目及び4文字目」及び「19行目35文字目及び36文字目」

b 3の「3行目16文字目及び17文字目」、「3行目20文字目及び21文字目」、「3行目24文字目及び25文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

ウ 会議等報告

(ア) 出席者の準備組合の「1文字目及び2文字目」及び「4文字目及び5文字目」

(イ) 会議等の概要の「22行目1文字目及び2文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 2の「2行目20文字目から29文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「3行目2文字目から5文字目まで」及び「3行目11文字目から41文字目まで」

b 2の「2行目2文字目から15文字目まで」、「3行目17文字目から5行目13文字目まで」、「6行目11文字目から7行目13文字目まで」、「17行目41文字目から18行目2文字目まで」、「19行目5文字目から8文字目まで」、「19行目10文字目から13文字目まで」、「27行目2文字目から11文字目まで」、「28行目31文字目から34文字目まで」、「30行目2文字目から10文字目まで」及び「31行目2文字目から32行目27文字目まで」

c 3の「5行目15文字目から18文字目まで」

ウ 会議等報告

(ア) 出席者の地権者等

(イ) 会議等の概要の「3行目5文字目から15文字目まで」、「5行目1文字目から3文字目まで」、「5行目28文字目から45文字目まで」及び「23行目6文字目から14文字目まで」

(3) 条例第7条第6号該当

ア 会議等報告

(ア) 会議等の概要の「12行目2文字目から26文字目まで」、「13行目2文字目から14行目まで」、「15行目2文字目から16行目7文字目まで」、「17行目2文字目から18行目まで」、「19行目2文字目から20行目まで」、「23行目6文字目から14文字目まで」、「24行目2文字目から26行目まで」及び「27行目2文字目から40文字目まで」

43 平成27年8月27日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目8文字目及び9文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目及び11文字目」、「3行目13文字目及び14文字目」、「3行目16文字目から18文字目まで」及び「3行目20文字目及び21文字目」

(イ) 会議の内容の1の「6行目24文字目及び25文字目」、「11行目10文字目及び11文字目」、「11行目17文字目及び18文字目」、「13行目2文字目から41文字目まで」、「14行目11文字目から16文字目まで」、「18行目2文字目及び3文字目」及び「18行目10文字目及び11文字目」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業に関する都市計画の決定手続き開始に向けた説明会開催について（お知らせ）

(ア) 3の「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目23文字目及び24文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 受領資料の「1行目10文字目から18文字目まで」

(イ) 会議の内容の1の「2行目11文字目から34文字目まで」、「2行目45文字目から3行目19文字目まで」、「5行目12文字目から41文字目まで」、「6行目6文字目から23文字目まで」、「11行目25文字目から12行目6文字目まで」、「18行目6文字目から8文字目まで」及び「18行目14文字目16文字目まで」

イ 見積書

(ア) 見積書を作成した相手方の所在地、名称及び代表者名、金額（零を除く。）並びに人工

44 平成27年9月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「3行目13文字目及び14文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目から12文字目まで」、「3行目14文字目及び15文字目」及び「3行目22文字目及び23文字目」

(イ) 会議の内容の1の「3行目22文字目及び23文字目」

ウ 泉町1丁目北地区市街地第一種市街地再開発事業等の都市計画に関する近隣説明会開催について（お知らせ）

(ア) 3の「6行目20文字目及び21文字目」及び「6行目23文字目及び24文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容

- a 1の「2行目 17文字目から 36文字目まで」及び「3行目 2文字目から 12文字目まで」
- b 2の「3行目 14文字目から 20文字目まで」, 「3行目 30文字目から 34文字目まで」, 「3行目 36文字目から 40文字目まで」, 「15行目 2文字目から 6文字目まで」及び「15行目 34文字目から 38文字目まで」

45 平成27年9月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目 12文字目及び13文字目」及び「3行目 13文字目及び14文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」, 「2行目 14文字目及び15文字目」, 「2行目 18文字目及び19文字目」, 「3行目 7文字目及び8文字目」, 「3行目 10文字目及び11文字目」, 「3行目 13文字目及び14文字目」, 「3行目 16文字目から 18文字目まで」及び「3行目 20文字目及び21文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「3行目 2文字目及び3文字目」
- b 3の「5行目 2文字目から 6文字目まで」及び「5行目 15文字目から 25文字目まで」
- c 4の「4行目 18文字目及び19文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「4行目 2文字目から 9文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容の1の「2行目 2文字目から 4文字目まで」, 「2行目 9文字目から 14文字目まで」, 「3行目 10文字目から 5行目 25文字目まで」, 「5行目 33文字目から 6行目 15文字目まで」, 「6行目 37文字目から 7行目 13文字目まで」, 「8行目 5文字目から 33文字目まで」及び「9行目 2文字目から 20文字目まで」

46 平成27年9月17日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「3行目 2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」, 「2行目 14文字目及び15文字目」, 「2行目 18文字目及び19文字目」, 「3行目 7文字目及び8文字目」, 「3行目 10文字目及び11文字目」, 「3行目 13文字目及び14文字目」, 「3行目 16文字目から 18文字目まで」, 「3行目 20文字目及び21文字目」及び「3行目 28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「2行目 2文字目及び3文字目」, 「6行目 2文字目及び3文字目」, 「10行目 19文字目」

目及び20文字目」,「16行目9文字目及び10文字目」,「19行目2文字目及び3文字目」及び「19行目6文字目から8文字目まで」

b 5の「2行目14文字目及び15文字目」

ウ 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業等の都市計画(案)に関する説明会進行概要(案)

(ア) 4の「7行目19文字目及び20文字目」

エ 打合せ資料

(ア) 手書きメモの「3行目1文字目及び2文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「4行目2文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目17文字目から21文字目まで」,「2行目29文字目から3行目37文字目まで」,「4行目5文字目から12文字目まで」,「6行目17文字目から21文字目まで」,「6行目32文字目から8行目17文字目まで」,「10行目42文字目から11行目9文字目まで」,「12行目2文字目から21文字目まで」,「13行目5文字目から16文字目まで」,「13行目25文字目から14行目9文字目まで」,「14行目17文字目から15行目11文字目まで」,「16行目2文字目から4文字目まで」,「16行目13文字目から15文字目まで」,「16行目18文字目から35文字目まで」,「17行目5文字目から23文字目まで」,「17行目32文字目から34文字目まで」,「18行目9文字目から11文字目まで」及び「19行目11文字目から20行目17文字目まで」

b 3の「2行目8文字目から18文字目まで」

c 5の「2行目7文字目から12文字目まで」

ウ 設計費の算出方法の比較

(ア) 表の⑤から⑦までの合計の金額,人工及び安全率並びに⑤の参考の額

(イ) 米印の「1行目3文字目から2行目まで」

エ 建築工事費概算

(ア) 金額及び単価

オ 2. 基本設計を含めて外注する場合

(ア) 前提条件の総工事費及び工事費の額

(イ) (1)の「1行目17文字目から22文字目まで」,「2行目2文字目から8文字目まで」,「2行目11文字目から17文字目まで」,「4行目2文字目から7文字目まで」,「5行目」,「6行目13文字目から19文字目まで」,「6行目21文字目から30文字目まで」,「7行目2文字目から8文字目まで」,「7行目10文字目から16文字目まで」,「8行目2文字目から6文字目まで」,「9行目2文字目から6文字目まで」及び「11行目8文字目から10文字目まで」

(ウ) (2)の「1行目17文字目から22文字目まで」,「2行目2文字目から8文字目まで」,「2行目11文字目から17文字目まで」,「4行目2文字目から8文字目まで」,「5行目」,「6行目13文字目から19文字目まで」,「6行目21文字目から30文字目まで」,「7行目2文字目から8文字目まで」,「7行目10文字目から16文字目まで」,「8行目2文字目から6文字目まで」,「9行目2文字目から6文字目まで」及び「11行目8文字目から10文字目まで」

(エ) 基本・実施設計費の「2行目2文字目から8文字目まで」

カ 3. 工事管理

(ア) 前提条件の 総工事費及び工事費の額

(イ) (1)の「1行目 17文字目から 22文字目まで」,「2行目 2文字目から 8文字目まで」,「4行目 2文字目から 7文字目まで」,「4行目 10文字目から 15文字目まで」,「5行目」,「6行目 13文字目から 19文字目まで」,「6行目 21文字目から 30文字目まで」,「7行目 2文字目から 8文字目まで」,「7行目 10文字目から 16文字目まで」,「8行目 2文字目から 6文字目まで」及び「10行目 8文字目から 10文字目まで」

(ウ) 事業計画作成における設計費の算出経過の金額

キ 基本設計及び建築設計の工事費の内訳資料

(ア) 金額並びに該当する基本設計料率及び該当する建築設計料率（零を除く。）

47 平成 27 年 9 月 29 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「3行目 2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「2行目 18文字目及び19文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」及び「3行目 18文字目及び19文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 2文字目及び3文字目」,「3行目 2文字目及び3文字目」,「7行目 22文字目及び23文字目」,「12行目 2文字目及び3文字目」及び「12行目 6文字目から8文字目まで」

b 2の「5行目 2文字目」及び「5行目 5文字目及び6文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「4行目 2文字目から 9文字目まで」及び「4行目 11文字目から 13文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目 16文字目から 28文字目まで」,「3行目 11文字目から 16文字目まで」及び「3行目 26文字目から 43文字目まで」,「5行目 30文字目から 34文字目まで」,「7行目 2文字目から 10文字目まで」,「8行目 2文字目から 23文字目まで」,「11行目 2文字目から 4文字目まで」及び「11行目 6文字目から 8文字目まで」

b 2の「5行目 9文字目から 11文字目まで」

48 平成 27 年 10 月 6 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「3行目 2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 10 文字目及び11 文字目」,「2行目 14 文字目及び15 文字目」,「2行目 18 文字目及び19 文字目」,「3行目 7 文字目及び8 文字目」,「3行目 10 文字目及び11 文字目」,「3行目 13 文字目及び14 文字目」,「3行目 16 文字目から18 文字目まで」,「3行目 20 文字目及び21 文字目」及び「3行目 28 文字目及び29 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 2 文字目及び3 文字目」,「4行目 9 文字目及び10 文字目」,「4行目 27 文字目及び28 文字目」,「5行目 23 文字目及び24 文字目」及び「7行目 2 文字目及び3 文字目」

b 2の「4行目 2 文字目から5行目 9 文字目まで」,「10 行目 10 文字目及び11 文字目」及び「10 行目 14 文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目 17 文字目から20 文字目まで」,「4行目 2 文字目から9 文字目まで」及び「4 行目 11 文字目から13 文字目まで」

イ 会議録

(7) 受領書類の「3 文字目から17 文字目まで」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 6 文字目から20 文字目まで」,「2行目 41 文字目から3行目 7 文字目まで」,「3行目 29 文字目から32 文字目まで」,「4行目 17 文字目から19 文字目まで」,「7行目 33 文字目から8行目 29 文字目まで」,「9行目 2 文字目から14 文字目まで」,「9行目 25 文字目から41 文字目まで」,「11 行目 2 文字目から4 文字目まで」,「11 行目 6 文字目から8 文字目まで」及び「11 行目 21 文字目から23 文字目まで」

b 2の「8行目 2 文字目から24 文字目まで」及び「9行目 2 文字目から14 文字目まで」

c 4の「11 行目 13 文字目から20 文字目まで」,「11 行目 31 文字目から36 文字目まで」,「11 行目 44 文字目及び45 文字目」及び「16 行目 15 文字目から18 文字目まで」

49 平成27年10月13日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目 2 文字目及び3 文字目」及び「3行目 2 文字目及び3 文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 10 文字目及び11 文字目」,「2行目 14 文字目及び15 文字目」,「2行目 18 文字目及び19 文字目」,「3行目 7 文字目及び8 文字目」,「3行目 10 文字目から12 文字目まで」,「3行目 14 文字目及び15 文字目」及び「3行目 22 文字目及び23 文字目」

(イ) 会議の内容の1の「2行目 2 文字目及び3 文字目」,「2行目 21 文字目及び22 文字目」,「4 行目 2 文字目及び3 文字目」及び「4行目 18 文字目から32 文字目まで」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目 6 文字目から9 文字目まで」,「3行目 6 文字目から10 文字目まで」,「4行目 2 文字目から9 文字目まで」及び「4行目 11 文字目から13 文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容

- a 1の「5行目から6行目9文字目まで」、「6行目16文字目から7行目23文字目まで」、「8行目7文字目から9行目16文字目まで」、「9行目24文字目から10行目33文字目まで」、「10行目37文字目から11行目31文字目まで」、「12行目2文字目から10文字目まで」、「13行目2文字目から6文字目まで」、「15行目8文字目から18文字目まで」、「15行目28文字目から16行目15文字目まで」、「17行目12文字目から18文字目まで」、「18行目2文字目から19行目4文字目まで」、「20行目2文字目から38文字目まで」、「21行目2文字目から4文字目まで」、「21行目6文字目から8文字目まで」、「21行目21文字目から29文字目まで」及び「21行目32文字目から37文字目まで」
- b 2の「2行目2文字目及び3文字目」、「2行目6文字目から8文字目まで」、「3行目7文字目から11文字目まで」、「3行目14文字目及び15文字目」、「3行目18文字目及び19文字目」、「3行目22文字目」、「3行目25文字目及び26文字目」、「3行目29文字目から32文字目まで」、「3行目34文字目から37文字目まで」、「5行目4文字目から8文字目まで」及び「5行目11文字目及び12文字目」
- c 4の「2行目2文字目から4文字目まで」

50 平成27年10月20日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「2行目2文字目及び3文字目」及び「4行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目及び11文字目」、「3行目13文字目及び14文字目」、「3行目16文字目から18文字目まで」、「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「2行目2文字目及び3文字目」、「3行目2文字目及び3文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」
- b 2の「3行目2文字目及び3文字目」及び「4行目10文字目及び11文字目」
- c 5の「10行目29文字目及び30文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 1の「3行目1文字目から4文字目まで」、「6行目から8行目まで」及び「9行目2文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容

- a 1の「3行目30文字目から4行目5文字目まで」、「4行目34文字目から5行目10文字目まで」、「6行目2文字目から8行目22文字目まで」、「12行目2文字目から4文字目まで」、「12行目6文字目から8文字目まで」、「12行目16文字目から31文字目まで」及び「13行目10文字から12文字目まで」

- b 2の「4行目2文字目から11文字目まで」及び「5行目2文字目から5文字目まで」
- c 5の「10行目21文字目から27文字目まで」及び「17行目2文字目から6文字目まで」

51 平成27年11月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」及び「3行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目から12文字目まで」、「3行目14文字目及び15文字目」及び「3行目22文字目及び23文字目」

(イ) 会議の内容の1の「2行目2文字目及び3文字目」及び「4行目2文字目及び3文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「4行目2文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目35文字目から38文字目まで」、「2行目45文字目から3行目6文字目まで」、「4行目6文字目から14文字目まで」、「4行目33文字目から5行目37文字目まで」、「6行目2文字目から4文字目まで」、「6行目15文字目から17文字目まで」及び「8行目7文字目から12文字目まで」

b 5の「4行目2文字目から5行目8文字目まで」

ウ 見積内訳書

(ア) 平成27年度見積内訳書の表の金額

(イ) 平成28年度直接人件費内訳書の表の人工及び金額（単価を除く。）

52 平成27年11月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」及び「3行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」、「3行目10文字目から12文字目まで」、「3行目14文字目及び15文字目」及び「3行目22文字目及び23文字目」

(イ) 会議の内容

a 2の「2行目2文字目及び3文字目」、「5行目2文字目から41文字目まで」、「7行目2文字目及び3文字目」、「18行目14文字目及び15文字目」及び「27行目2文字目から6文字目まで」

b 4の「4行目14文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「3行目2文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容の2の「2行目29文字目から36文字目まで」、「3行目6文字目から12文字目まで」、「3行目23文字目から26文字目まで」、「7行目6文字目から8行目37文字目まで」、「9行目3文字目から11行目36文字目まで」、「12行目2文字目から31文字目まで」、「13行目13文字目から27文字目まで」、「14行目2文字目から15行目27文字目まで」、「16行目2文字目から39文字目まで」、「17行目5文字目から33文字目まで」、「18行目2文字目から4文字目まで」、「18行目21文字目から45文字目まで」、「19行目14文字目から20行目27文字目まで」、「20行目36文字目から21行目38文字目まで」、「23行目2文字目から24行目8文字目まで」、「25行目2文字目から30文字目まで」及び「26行目2文字目から4文字目まで」

(3) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の2の「27行目25文字目から28行目3文字目まで」、「28行目10文字目から26文字目まで」及び「28行目34文字目から30行目40文字目まで」

53 平成27年12月1日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」及び「4行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」、「2行目14文字目及び15文字目」、「2行目18文字目及び19文字目」、「3行目7文字目及び8文字目」及び「3行目10文字目及び11文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目2文字目及び3文字目」、「3行目10文字目及び11文字目」、「4行目2文字目及び3文字目」、「4行目11文字目及び12文字目」、「4行目15文字目から17文字目まで」及び「4行目34文字目及び35文字目」

b 3の「13行目7文字目及び8文字目」

ウ 3. 事業推進業務体制

(ア) 「2行目17文字目から19文字目まで」

(イ) 事業計画素案作成設計と条件の検討の「3行目4文字目から7文字目まで」及び「4行目4文字目から8行目まで」

(ウ) 資金計画の検討補償計画の検討の「3行目4文字目から6文字目まで」、「4行目4文字目から5行目まで」及び「7行目及び8行目」

(エ) 権利変換計画の検討権利者対応の「3行目4文字目から6文字目まで」及び「5行目から9行目まで」

(オ) 事務局支援業務の「2行目4文字目から8文字目まで」及び「3行目4文字目から8文字目まで」

エ 泉町1丁目北地区再開発ニュース

(ア) 再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目 37文字目及び38文字目」,「4行目 40文字目及び41文字目」及び「4行目 43文字目及び44文字目」

オ 電線共同溝企業者一覧

(ア) 東京電力(株)茨城総支社設備サービスグループ, NTTインフラネット茨城支店, (株)USEN水戸支店及びKDDI TEPCO ネット線路事業部茨城支社の担当者の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 13文字目から18文字目まで」,「2行目 26文字目から31文字目まで」,「3行目 2文字目から9文字目まで」,「3行目 11文字目から15文字目まで」,「3行目 24文字目から32文字目まで」及び「4行目 6文字目から11文字目まで」

(イ) 3の「3行目 2文字目から8文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目 9文字目から16文字目まで」,「2行目 39文字目から42文字目まで」及び「5行目 2文字目から8行目 40文字目まで」

b 2の「7行目 11文字目から31文字目まで」

c 3の「20行目 2文字目から21行目 3文字目まで」

ウ 位置図

エ 写真撮影方向位置図

オ 写真

(3) 条例第7条第6号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「10行目 2文字目から11行目 38文字目まで」,「12行目 2文字目から15文字目まで」及び「13行目 2文字目から15行目まで」

54 平成27年12月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「4行目 2文字目及び3文字目」

(イ) 4の「3行目 2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「2行目 18文字目及び19文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目から15文字目まで」及び「3行目 17文字目及び18文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 2文字目及び3文字目」及び「5行目 2文字目及び3文字目」

b 3の「2行目 11文字目及び12文字目」

ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールA案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の「1文字目及び2文字目」

エ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールB案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の「1文字目及び2文字目」

オ 泉町1丁目北地区再開発ニュース

(ア) 再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目 37文字目及び38文字目」,「4行目 40文字目及び41文字目」及び「4行目 43文字目及び44文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 14文字目から19文字目まで」,「2行目 27文字目から32文字目まで」,「3行目 2文字目から9文字目まで」,「3行目 11文字目から15文字目まで」,「3行目 24文字目から32文字目まで」及び「4行目 6文字目から11文字目まで」

(イ) 4の「4行目 2文字目から8文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「3行目 30文字目から39文字目まで」

b 2の「5行目 15文字目から17文字目まで」,「7行目 2文字目から22文字目まで」及び「9行目 2文字目から8文字目まで」

c 3の「2行目 27文字目から33文字目まで」,「4行目 7文字目から9文字目まで」,「4行目 34文字目から36文字目まで」,「6行目 2文字目から4文字目まで」,「6行目 17文字目から19文字目まで」,「6行目 32文字目から38文字目まで」及び「8行目 7文字目から17文字目まで」

d 5の「2行目 2文字目から5文字目まで」,「2行目 7文字目から10文字目まで」及び「6行目 7文字目から13文字目まで」

ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールA案

(ア) 個別地権者対応の上段の12月1日からのスケジュールの「1行目及び2行目」及び12月17日からのスケジュールの「1行目」

(イ) 個別地権者対応の下段の項目,12月1日からのスケジュールのうち上段のもの,1月27日からのスケジュール,2月1日からのスケジュール,2月3日からのスケジュール及び3月19日からのスケジュール

(ウ) 個別地権者対応の下段の項目,12月15日からのスケジュール及び1月20日のスケジュール

エ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールB案

(ア) 個別地権者対応の上段12月1日からのスケジュールの「1行目及び2行目」及び1月17日からのスケジュールの「1行目」

(イ) 個別地権者対応下段の項目,12月1日からのスケジュールのうち上段のもの,2月1日からのスケジュール,2月3日からのスケジュール,2月25日からのスケジュール及び3月19日からのスケジュール

(ウ) 個別地権者対応の下段の項目,1月19日からのスケジュール及び2月24日のスケジュール

オ 見積内訳書

(ア) 平成27年度見積内訳書の表の金額

(イ) 平成28年度直接人件費内訳書の表の項目の技師長から技師Cまでに充てる者の氏名及び所属会社の略称,人工及び金額(単価及び関係機関協議に係る金額を除く。)

55 平成 27 年 12 月 15 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「4 行目 2 文字目及び 3 文字目」

(イ) 4 の「3 行目 2 文字目及び 3 文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」、「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」、「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」、「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」、「3 行目 10 文字目から 12 文字目まで」及び「3 行目 14 文字目及び 15 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1 の「2 行目 17 文字目及び 18 文字目」

b 2 の「9 行目 2 文字目及び 3 文字目」、「11 行目 3 文字目及び 4 文字目」及び「28 行目 37 文字目及び 38 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 14 文字目から 19 文字目まで」、「2 行目 27 文字目から 32 文字目まで」、「3 行目 2 文字目から 9 文字目まで」、「3 行目 11 文字目から 15 文字目まで」、「3 行目 24 文字目から 32 文字目まで」及び「4 行目 6 文字目から 11 文字目まで」

(イ) 4 の「4 行目 2 文字目から 8 文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1 の「3 行目 20 文字目から 26 文字目まで」及び「6 行目 18 文字目から 20 文字目まで」

b 2 の「2 行目 2 文字目から 4 文字目まで」、「3 行目 2 文字目から 43 文字目まで」、「4 行目 9 文字目から 29 文字目まで」、「5 行目 5 文字目から 10 文字目まで」、「6 行目 2 文字目から 17 文字目まで」、「8 行目 2 文字目から 17 文字目まで」、「12 行目 2 文字目から 36 文字目まで」、「13 行目 6 文字目から 25 文字目まで」、「14 行目 2 文字目から 4 文字目まで」、「15 行目 2 文字目から 37 文字目まで」、「17 行目 2 文字目から 5 文字目まで」及び「18 行目 2 文字目から 42 文字目まで」

ウ 泉町 1 丁目北地区事業計画作成に向けた補助業務項目と予算

(ア) 金額

56 平成 27 年 12 月 22 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「4 行目 2 文字目及び 3 文字目」

(イ) 5 の「3 行目 2 文字目及び 3 文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」、「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」、「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」、「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」、「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」及び「3 行目 13 文字目及び 14 文字目」

- (イ) 会議の内容
 - a 1の「2行目2文字目及び3文字目」、「11行目2文字目及び3文字目」、「11行目12文字目から20文字目まで」及び「16行目40文字目及び41文字目」
 - b 4の「2行目17文字目及び18文字目」
- ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールC案
 - (ア) 個別地権者対応の上段の項目の「1文字目及び2文字目」
- エ 御見積書
 - (ア) 担当者の氏名
- オ 御旅行日程表
 - (ア) 担当者の氏名
- カ 泉町1丁目北地区再開発ニュース
 - (ア) 再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目37文字目及び38文字目」、「4行目40文字目及び41文字目」及び「4行目43文字目及び44文字目」
- (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 1の「2行目13文字目から22文字目まで」、「3行目2文字目から9文字目まで」、「3行目11文字目から15文字目まで」、「3行目24文字目から32文字目まで」及び「4行目6文字目から11文字目まで」
 - (イ) 5の「4行目2文字目から21文字目まで」
 - イ 会議録
 - (ア) 会議の内容
 - a 1の「2行目43文字目から3行目36文字目まで」、「5行目2文字目から8文字目まで」、「5行目24文字目から26文字目まで」、「6行目9文字目から11文字目まで」、「7行目30文字目から32文字目まで」及び「10行目2文字目から4文字目まで」
 - b 4の「2行目30文字目から33文字目まで」
 - ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールC案
 - (ア) 個別地権者対応の上段の12月1日からのスケジュールの「1行目及び2行目」及び1月8日からのスケジュールの「1行目」
 - (イ) 個別地権者対応の中段の項目, 12月1日からのスケジュールのうち上段のもの, 2月1日からのスケジュール, 2月3日からのスケジュール及び3月19日からのスケジュール
 - (ウ) 個別地権者対応の下段の項目
 - (エ) 個別地権者対応の下項目, 1月19日からのスケジュール及び2月24日のスケジュール
 - エ 御見積書
 - (ア) FAXの送付元の名称, 見積書作成者の名称, 資格番号, 所在地, 電話番号, FAX番号及び印影並びに1台当たりのバス運賃(単価を含む。), 有料道路・駐車場代, 昼食費(単価を含む。)並びに合計金額
 - オ 御旅行日程表
 - (ア) FAXの送付元の名称並びに日程表作成者の名称, 資格番号, 営業所名, 所在地, 電話番号及びFAX番号

57 平成 28 年 1 月 5 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「7 行目 2 文字目及び 3 文字目」

(イ) 5 の「3 行目 2 文字目及び 3 文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目から 12 文字目まで」及び「3 行目 14 文字目及び 15 文字目」

(イ) 会議の内容の 1 の「2 行目 2 文字目及び 3 文字目」, 「8 行目 2 文字目及び 3 文字目」, 「10 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「10 行目 6 文字目から 36 文字目まで」

ウ 水戸泉町北地区平成 27 年度後半短期スケジュール D 案

(ア) 個別地権者対応の上段の項目の「1 文字目及び 2 文字目」

エ 五軒町 2 丁目の地籍図

(ア) 土地所有者の氏名

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「3 行目 1 文字目から 11 文字目まで」, 「4 行目 1 文字目から 8 文字目まで」, 「5 行目 1 文字目から 9 文字目まで」, 「6 行目 2 文字目から 9 文字目まで」, 「6 行目 11 文字目から 15 文字目まで」, 「6 行目 24 文字目から 32 文字目まで」及び「7 行目 6 文字目から 11 文字目まで」

(イ) 5 の「4 行目 2 文字目から 21 文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容の 1 の「2 行目 6 文字目から 4 行目 2 文字目まで」, 「5 行目 2 文字目から 4 文字目まで」, 「5 行目 21 文字目から 24 文字目まで」, 「5 行目 35 文字目から 6 行目 30 文字目まで」, 「7 行目 24 文字目から 38 文字目まで」, 「9 行目 2 文字目から 5 文字目まで」及び「9 行目 7 文字目から 26 文字目まで」

ウ 水戸泉町北地区平成 27 年度後半短期スケジュール D 案

(ア) 個別地権者対応の上段の 12 月 1 日からのスケジュールの「1 行目及び 2 行目」及び 1 月 1 日からのスケジュールの「1 行目」

(イ) 個別地権者対応の中段の項目, 12 月 1 日からのスケジュールの上段, 2 月 1 日からのスケジュール, 2 月 3 日からのスケジュール及び 3 月 19 日からのスケジュール

(ウ) 個別地権者対応の下段の項目

(エ) 個別地権者対応の下の項目, 1 月 19 日からのスケジュール及び 2 月 24 日のスケジュール

58 平成 28 年 1 月 12 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1 の「2 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「4 行目 2 文字目及び 3 文字目」

(イ) 5 の「3 行目 2 文字目及び 3 文字目」及び「4 行目 2 文字目から 9 文字目まで」

イ 水戸泉町北地区平成 27 年度後半短期スケジュール E 案

- (ア) 個別地権者対応の1番目の項目
- ウ 泉町1丁目北地区再開発ニュース
 - (ア) 再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目 37文字目及び38文字目」,「4行目 40文字目及び41文字目」及び「4行目 43文字目及び44文字目」
- エ 平成27年度権利者意向把握に向けた整理
 - (ア) 個人の土地所有者に係る番号欄,氏名,借家人名等,平成26年度時点までの意向,H27年4・5月担当,平成27年4,5月時点の意向,権変・転出,今後の面談時の説明とポイント等並びにコンサルタント,事務局及び水戸市の担当者の氏名
- オ 土地権利の整理及び建物権利の整理の図面
 - (ア) 土地及び建物の権利者の氏名
- (2) 条例第7条第3号該当
 - ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議
 - (ア) 1の「2行目6文字目から19文字目まで」,「3行目2文字目から16文字目まで」及び「4行目6文字目から10文字目まで」
 - (イ) 5の「4行目11文字目から21文字目まで」
 - イ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールE案
 - (ア) 個別地権者対応の2番目の項目,2月1日からのスケジュール,2月3日からのスケジュール及び3月19日からのスケジュール
 - (イ) 個別地権者対応の3番目の項目
 - (ウ) 個別地権者対応の下の項の項目,2月8日からのスケジュール及び2月24日のスケジュール
 - ウ 平成27年度権利者意向把握に向けた整理
 - (ア) 法人等の土地所有者に係る番号欄,借家人名等,平成26年度時点までの意向,H27年4・5月担当,平成27年4,5月時点の意向,権変・転出,今後の面談時の説明とポイント等並びにコンサルタント,事務局及び水戸市の担当者の氏名

59 平成28年1月19日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (1) 条例第7条第2号該当
 - ア 平成28年1月5日の会議録
 - (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,「3行目13文字目から15文字目まで」及び「3行目17文字目及び18文字目」
 - (イ) 会議の内容
 - a 1の「2行目2文字目及び3文字目」,「6行目4文字目及び5文字目」,「15行目2文字目及び3文字目」,「15行目35文字目及び36文字目」及び「18行目2文字目及び3文字目」
 - b 2の「2行目22文字目及び23文字目」,「5行目11文字目及び12文字目」及び「8行目2文字目及び3文字目」
 - c 8の「4行目16文字目及び17文字目」
 - イ 平成28年1月12日の会議録
 - (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,

「3行目 13 文字目及び 14 文字目」, 「3行目 16 文字目から 18 文字目まで」, 「3行目 20 文字目及び 21 文字目」 及び 「3行目 28 文字目及び 29 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 2 文字目及び 3 文字目」 及び 「10 行目 14 文字目及び 15 文字目」

b 3の「4行目 14 文字目及び 15 文字目」 及び 「5行目 2 文字目及び 3 文字目」

c 8の「8行目 5 文字目から 8 文字目まで」, 「8行目 15 文字目から 17 文字目まで」, 「10 行目 5 文字目から 10 文字目まで」, 「10 行目 13 文字目から 17 文字目まで」, 「10 行目 22 文字目及び 23 文字目」, 「10 行目 26 文字目から 28 文字目まで」, 「10 行目 31 文字目から 35 文字目まで」, 「10 行目 41 文字目及び 42 文字目」, 「11 行目 2 文字目及び 3 文字目」, 「12 行目 5 文字目から 7 文字目まで」 及び 「12 行目 19 文字目及び 20 文字目」

d 10の「4行目 20 文字目及び 21 文字目」

ウ 泉町1丁目北地区再開発ニュース

(ア) 再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目 37 文字目及び 38 文字目」, 「4行目 40 文字目及び 41 文字目」 及び 「4行目 43 文字目及び 44 文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 5の「2行目 2 文字目から 12 文字目まで」

イ 平成28年1月5日の会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目 6 文字目から 5 行目まで」, 「7行目 2 文字目から 4 文字目まで」, 「8行目 2 文字目から 5 文字目まで」, 「8行目 7 文字目から 21 文字目まで」, 「9行目 2 文字目から 5 文字目まで」, 「9行目 7 文字目から 10 行目 2 文字目まで」, 「10 行目 23 文字目から 11 行目 34 文字目まで」, 「13 行目から 14 行目まで」 及び 「15 行目 6 文字目から 26 文字目まで」

b 2の「6行目 10 文字目から 7 行目 15 文字目まで」

c 3の「3行目 33 文字目から 36 文字目まで」

ウ 平成28年1月12日の会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「2行目 6 文字目から 3 行目まで」, 「4行目 2 文字目から 32 文字目まで」, 「8行目 2 文字目から 4 文字目まで」, 「8行目 17 文字目から 35 文字目まで」 及び 「10 行目 11 文字目から 13 文字目まで」

b 2の「6行目 13 文字目から 16 文字目まで」 及び 「15 行目 14 文字目及び 15 文字目」

c 6の「5行目 42 文字目から 6 行目 13 文字目まで」

エ H27 調査設計計画費

(ア) 金額

オ 資金計画の見直しについて

(ア) 総事業費の項の問題点, 現状の欄の「1行目 2 文字目から 9 文字目まで」, 「2行目 2 文字目から 17 文字目まで」, 「3行目 2 文字目から 12 文字目まで」, 補助金の項目の問題点, 現状の欄の上段の「1行目 2 文字目から 10 文字目まで」, 「2行目 2 文字目から 20 文字目まで」 及び 「3行目 2 文字目から 17 文字目まで」, 同欄の下段の「1行目 8 文字目から 19 文字目まで」 及び 「2行目」並びに工事費の項目の問題点, 現状の欄の「1行目 2 文字目から 9 文字目まで」,

「2行目2文字目から14文字目まで」及び「3行目2文字目から16文字目まで」

カ 事業資金調達計画（概要案）

キ にぎわい形成に寄与する商業施設の検討について

(ア) 右上の枠内の「2行目12文字目から22文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア にぎわい形成に寄与する商業施設の検討について

(ア) 1の「12行目1文字目から4文字目まで」及び「12行目6文字目から10文字目まで」

(4) 条例第7条第6号該当

ア 平成28年1月12日の会議録

(ア) 会議の内容の8の「12行目29文字目から14行目12文字目まで」

60 平成28年1月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 6の「3行目21文字目から25文字目まで」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,「3行目13文字目及び14文字目」,「3行目16文字目から18文字目まで」,「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目2文字目及び3文字目」,「2行目21文字目から23文字目まで」,「3行目6文字目及び7文字目」及び「4行目2文字目及び3文字目」

b 2の「14行目7文字目及び8文字目」

ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールF案

(ア) 個別地権者対応の1番目の項目「1文字目及び2文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4の「2行目2文字目から12文字目まで」及び「3行目7文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「3行目2文字目から4文字目まで」,「3行目20文字目から23文字目まで」,「4行目9文字目から5行目38文字目まで」及び「6行目19文字目から7行目16文字目まで」

b 2の「3行目2文字目から5文字目まで」,「8行目2文字目から9行目30文字目まで」,「11行目2文字目から10文字目まで」,「11行目43文字目から12行目3文字目まで」,「14行目2文字目から5文字目まで」及び「14行目14文字目から23文字目まで」

ウ H28年度地権者貸付予定額内訳

エ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールF案

(ア) 理事会の1月27日からのスケジュールの「1行目及び2行目」

(イ) 個別地権者対応の1番目の項目の2月8日からのスケジュール

- (ウ) 個別地権者対応の2番目の項目, 2月1日からのスケジュール, 2月3日からのスケジュール及び3月19日からのスケジュール
 - (エ) 個別地権者対応の3番目の項目
 - (オ) 個別地権者対応の下の項目, 2月8日からのスケジュール及び2月24日のスケジュール
- (3) 条例第7条第6号該当
- ア 会議録
 - (ア) 会議の内容の2の「4行目30文字目から6行目23文字目まで」

61 平成28年2月2日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「2行目18文字目及び19文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目及び14文字目」, 「3行目16文字目から18文字目まで」, 「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「2行目17文字目及び18文字目」
- b 2. 短期スケジュールの「9行目15文字目及び16文字目」
- c 4の「2行目20文字目から24文字目まで」, 「2行目34文字目から41文字目まで」, 「2行目43文字目から3行目4文字目まで」, 「3行目6文字目及び7文字目」及び「4行目26文字目及び27文字目」
- d 5の「6行目2文字目及び3文字目」及び「14行目2文字目から6文字目まで」

イ 地権者意向把握(ヒアリング)の勧め方について

(ア) スケジュール調整表

- a 10時~の項2/2の欄の「1行目」, 2/8の欄の「1行目から2行目2文字目まで」, 2/9の欄の「1行目1文字目及び2文字目」及び2/10の欄の「1行目1文字目及び2文字目」
- b 11時~の項2/9の欄の「1行目から2行目2文字目まで」及び2/18の欄の「1行目1文字目及び2文字目」
- c 13時~の項2/2の欄の「1行目1文字目及び2文字目」並びに2/17の欄の「1行目」及び「3行目」
- d 14時~の項2/8の欄の「1行目1文字目及び2文字目」及び「1行目4文字目から2行目1文字目まで」並びに2/18の欄の「1行目から2行目2文字目まで」
- e 16時~の項2/8の欄の「1行目1文字目及び2文字目」
- f 17時~の項2/9の欄の「1行目1文字目から4文字目まで」及び「1行目6文字目から2行目1文字目まで」
- g 18時~の項2/17の欄の「1行目1文字目及び2文字目」及び2/18の欄の「1行目1文字目及び2文字目」

ウ 水戸泉町北地区平成27年度後半短期スケジュールG案

- (ア) 個別地権者対応の1番目の項目の「1文字目及び2文字目」, 2月11日からのスケジュールの「1行目」及び3月13日目のスケジュール

エ 平成 27 年度先進地視察参加者名簿

(ア) 1, 2, 13 及び 15 の役職等並びに 1 から 9 まで及び 13 から 17 までの氏名

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4 の「2 行目 2 文字目から 12 文字目まで」及び「3 行目 7 文字目から 9 文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

a 1 の「2 行目 2 文字目から 4 文字目まで」, 「2 行目 6 文字目から 9 文字目まで」及び「2 行目 41 文字目から 3 行目 22 文字目まで」

b 2. 短期スケジュールの「2 行目 7 文字目から 20 文字目まで」, 「2 行目 43 文字目から 3 行目 9 文字目まで」, 「4 行目 13 文字目から 15 文字目まで」, 「5 行目 22 文字目から 24 文字目まで」, 「6 行目 9 文字目から 12 文字目まで」, 「6 行目 20 文字目から 28 文字目まで」, 「7 行目 9 文字目から 17 文字目まで」及び「8 行目 9 文字目から 18 文字目まで」

c 2. 資金計画の調整(銀行借入対応)の「2 行目 5 文字目から 8 文字目まで」, 「2 行目 28 文字目から 44 文字目まで」, 「3 行目 25 文字目から 31 文字目まで」, 「5 行目 2 文字目から 20 文字目まで」及び「7 行目 2 文字目から 29 文字目まで」

d 4 の「2 行目 26 文字目から 30 文字目まで」

e 6 の「2 行目 33 文字目から 35 文字目まで」

ウ 地権者意向把握(ヒアリング)の進め方について

(ア)「9 行目 2 文字目から 61 文字目まで」及び「11 行目 2 文字目から 39 文字目まで」

(イ) 地権者ヒアリングについて(20)の表の状況, 地権者(番号), 対応及び担当

(ウ) スケジュール調整表の 14 時~の項 2/2 の欄

(エ) 借家人ヒアリングの「11 行目 2 文字目から 29 文字目まで」

エ 水戸泉町北地区平成 27 年度後半短期スケジュール G 案

(ア) 理事会の 1 月 27 日からのスケジュールの「1 行目及び 2 行目」

(イ) 個別地権者対応の 2 番目の項目, 2 月 1 日からのスケジュール, 2 月 3 日からのスケジュール及び 3 月 19 日からのスケジュール

(ウ) 個別地権者対応の 3 番目の項目

(エ) 個別地権者対応の下項目, 2 月 8 日からのスケジュール及び 2 月 24 日のスケジュール

オ H28 年度地権者貸付予定額内訳(案)

62 平成 28 年 2 月 9 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「3 行目 13 文字目及び 14 文字目」, 「3 行目 16 文字目及び 17 文字目」及び「3 行目 24 文字目及び 25 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1 の「4 行目 19 文字目及び 20 文字目」

- b 2の「6行目 29文字目及び30文字目」,「6行目 33文字目」,「8行目 2文字目及び3文字目」,「8行目 11文字目及び12文字目」及び「9行目 16文字目及び17文字目」

イ 平成27年度発注業務にかかる準備作業について

- (ア) 「3行目 11文字目及び12文字目」

- (イ) 表の1の項目の設計書見積の欄の「2行目 1文字目及び2文字目」並びに2の項目の設計書見積の欄の「2行目 1文字目及び2文字目」及び「2行目 4文字目及び5文字目」

ウ 市街地再開発事業の先進地視察について（依頼）

- (ア) 4の「4行目 4文字目から7文字目まで」

エ 平成27年度先進地視察参加者名簿

- (ア) 1, 2, 13及び15の役職等並びに1から9まで及び13から17までの氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 1の「2行目 2文字目から4文字目まで」

- (イ) 3の「2行目 2文字目から12文字目まで」

- (ウ) 4の「2行目 2文字目から4文字目まで」及び「2行目 6文字目から12文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 会議の内容

- a 1の「2行目 2文字目から4文字目まで」,「2行目 6文字目から10文字目まで」及び「2行目 30文字目から4行目 3文字目まで」

- b 2の「2行目 2文字目から7文字目まで」,「4行目 2文字目から9文字目まで」,「4行目 16文字目から22文字目まで」,「6行目 19文字目から22文字目まで」及び「6行目 24文字目から27文字目まで」

- c 3の「4行目 22文字目から24文字目まで」,「5行目 22文字目から24文字目まで」及び「6行目 23文字目から25文字目まで」

- d 4の「2行目 19文字目から31文字目まで」,「2行目 40文字目から3行目 31文字目まで」,「4行目 2文字目から46文字目まで」,「6行目 14文字目から16文字目まで」,「7行目 2文字目から8行目 5文字目まで」及び「9行目 16文字目から19文字目まで」

ウ 市街地再開発による代替物件賃貸借のための必要資金見積もり

エ 市街地再開発事業の先進地視察について（依頼）

- (ア) 印影

- (イ) 4の「6行目 8文字目から36文字目まで」

63 平成28年2月16日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目及び14文字目」,「3行目 16文字目から18文字目まで」及び「3行目 25文字目及び26文字目」

- (イ) 会議の内容の3の「3行目 13文字目及び14文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 1の「2行目2文字目から4文字目まで」
- (イ) 3の「2行目2文字目から12文字目まで」
- (ウ) 4の「2行目2文字目から12文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 配布資料の「1行目22文字目から24文字目まで」
- (イ) 会議の内容
 - a 1の「2行目2文字目から4文字目まで」, 「2行目6文字目から9文字目まで」, 「2行目19文字目から3行目14文字目まで」, 「4行目7文字目から12文字目まで」, 「5行目2文字目から8文字目まで」, 「7行目2文字目から41文字目まで」及び「9行目2文字目から10行目まで」
 - b 3の「2行目2文字目から40文字目まで」

64 平成28年2月23日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「2行目18文字目及び19文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目から15文字目まで」, 「3行目17文字目及び18文字目」及び「3行目25文字目及び26文字目」
- (イ) 会議の内容
 - a 1の「4行目29文字目から33文字目まで」, 「6行目20文字目及び21文字目」, 「6行目42文字目及び43文字目」, 「8行目32文字目及び33文字目」及び「8行目36文字目及び37文字目」
 - b 4の「3行目18文字目及び19文字目」
 - c 7の「5行目11文字目から14文字目まで」

イ 泉町1丁目北地区市街地再開発事業準備組合2月15日先進事例視察会報告(案)

- (ア) 6ページ目から8ページ目まで, 11ページ目, 12ページ目, 14ページ目, 15ページ目, 17ページ目, 19ページ目及び20ページ目の個人の容姿

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 1の「2行目2文字目から4文字目まで」
- (イ) 3の「2行目2文字目から12文字目まで」
- (ウ) 4の「2行目2文字目から12文字目まで」

イ 会議録

- (ア) 会議の内容
 - a 1の「2行目2文字目から4文字目まで」, 「2行目6文字目から3行目10文字目まで」, 「6行目38文字目から40文字目まで」及び「8行目2文字目から5文字目まで」
 - b 3の「2行目5文字目から7文字目まで」
 - c 4の「2行目5文字目から7文字目まで」

- d 7の「5行目3文字目から9文字目まで」及び「5行目22文字目から25文字目まで」
- ウ 平成27年度補助事業資金差計画作成業務参考見積り
 - (ア) 「3行目1文字目から20文字目まで」, 「4行目1文字目から22文字目まで」, 「5行目1文字目から23文字目まで」, 「6行目1文字目から20文字目まで」及び「7行目1文字目から19文字目まで」

65 平成28年3月3日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 4の「2行目7文字目及び8文字目」

イ 会議録

- (ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「2行目18文字目及び19文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目及び14文字目」, 「3行目16文字目から18文字目まで」, 「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「5行目15文字目及び16文字目」
- b 2の「3行目2文字目から17文字目まで」, 「3行目45文字目から4行目5文字目まで」, 「4行目23文字目及び24文字目」及び「4行目27文字目から37文字目まで」
- c 5の「2行目20文字目及び21文字目」

ウ 泉町1丁目北地区再開発ニュース

- (ア) 1ページ目の①の写真の個人の容姿
- (イ) 2ページ目の②, ③, ⑤から⑧までの写真の個人の容姿
- (ウ) 4ページ目の「5行目6文字目及び7文字目」及び「5行目18文字目及び19文字目」並びに再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目37文字目及び38文字目」, 「4行目40文字目及び41文字目」及び「4行目43文字目及び44文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (ア) 4の「3行目7文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容

- a 1の「2行目2文字目から4文字目まで」, 「2行目6文字目から47文字目まで」, 「3行目17文字目から20文字目まで」, 「4行目10文字目から13文字目まで」及び「6行目15文字目から17文字目まで」
- b 4の「2行目13文字目から15文字目まで」
- c 5の「3行目7文字目から9文字目まで」

66 平成28年3月8日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4の「2行目7文字目及び8文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,「3行目13文字目及び14文字目」,「3行目16文字目から18文字目まで」,「3行目20文字目及び21文字目」及び「3行目28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容の1の「3行目19文字目及び20文字目」及び「3行目23文字目」

ウ 泉町1丁目北地区再開発ニュース

(ア) 2ページ目の①, ②, ④, ⑤及び⑦の写真の個人の容姿

(イ) 3ページ目の⑧から⑩までの写真の個人の容姿

(ウ) 4ページ目の「5行目6文字目及び7文字目」及び「5行目18文字目及び19文字目」, 2階及び5階の写真の個人の容姿並びに再開発ニュースに関するお問い合わせの「4行目37文字目及び38文字目」,「4行目40文字目及び41文字目」及び「4行目43文字目及び44文字目」

エ 平成27年度泉町1丁目北地区市街地再開発事業総合調整業務(コンサルタント委託契約)内容
と平成28年3月8日時点の進捗

(ア) 5の①の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「3行目2文字目及び3文字目」及び「3行目10文字目及び11文字目」並びに③の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「1行目2文字目及び3文字目」及び「3行目6文字目及び7文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 4の「3行目7文字目から9文字目まで」

イ 会議録

(ア) 会議の内容の1の「2行目18文字目から21文字目まで」,「3行目9文字目から12文字目まで」,「3行目14文字目から17文字目まで」,「7行目11文字目から14文字目まで」,「7行目17文字目から21文字目まで」,「7行目24文字目から28文字目まで」及び「7行目31文字目から39文字目まで」

ウ 権利者等面談の中間まとめ

(ア) 地権者面談の表の面談先, 対応及び概要(1の項目の概要を除く。)

(イ) 借家人面談の表の面談先, 対応及び概要(13-1の項目の対応及び概要を除く。)

エ 平成27年度泉町1丁目北地区市街地再開発事業総合調整業務(コンサルタント委託契約)内容
と平成28年3月8日時点の進捗

(ア) 5の①の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「3行目6文字目から8文字目まで」, ②の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「1行目2文字目から5文字目まで」並びに ③の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「2行目2文字目から4文字目まで」及び「3行目2文字目から4文字目まで」

(3) 条例第7条第5号該当

ア 平成27年度泉町1丁目北地区市街地再開発事業総合調整業務(コンサルタント委託契約)内容
と平成28年3月8日時点の進捗

(ア) 6の②の項目の平成28年3月時点の進捗状況の欄の「1行目2文字目から7文字目まで」及び「1行目10文字目から15文字目まで」

67 平成 28 年 3 月 15 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」及び「3 行目 13 文字目から 15 文字目まで」

(イ) 会議の内容

- a 1 の「5 行目 2 文字目から 8 文字目まで」及び「5 行目 11 文字目及び 12 文字目」
- b 4 の「2 行目 8 文字目及び 9 文字目」及び「3 行目 22 文字目及び 23 文字目」
- c 5 の「7 行目 18 文字目」及び「7 行目 21 文字目及び 22 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 1 の「5 行目 42 文字目から 6 行目 2 文字目まで」
- b 4 の「3 行目 8 文字目から 10 文字目まで」

イ 平成 28 年度予算

ウ 平成 28 年度暫定予算

68 平成 28 年 3 月 22 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「3 行目 13 文字目及び 14 文字目」及び「3 行目 21 文字目及び 22 文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1 の「3 行目 29 文字目から 36 文字目まで」
- b 3 の「7 行目 7 文字目及び 8 文字目」及び「13 行目 2 文字目及び 3 文字目」

イ 工期延長理由について (案) 理事会での資料欄のたたき台

(ア) 「2 行目 9 文字目及び 10 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 1 の「3 行目 7 文字目から 14 文字目まで」及び「3 行目 39 文字目及び 40 文字目」
- b 3 の「6 行目 13 文字目から 18 文字目まで」

イ 暫定予算の承認について (依頼)

(ア) 3 の「4 行目 8 文字目から 36 文字目まで」

ウ 平成 28 年度暫定予算

69 平成 28 年 3 月 29 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「2行目 18文字目及び19文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目及び14文字目」,「3行目 16文字目から18文字目まで」,「3行目 20文字目及び21文字目」及び「3行目 28文字目及び29文字目」

(イ) 会議の内容の1の「2行目 12文字目及び13文字目」,「2行目 16文字目」及び「4行目 7文字目及び8文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 1の「3行目 2文字目から31文字目まで」及び「4行目 2文字目から5文字目まで」
- b 3の「3行目 2文字目から39文字目まで」

70 平成28年4月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「2行目 18文字目及び19文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目から15文字目まで」及び「3行目 22文字目及び23文字目」

(イ) 会議の内容

- a 1の「2行目 7文字目及び8文字目」及び「2行目 11文字目及び12文字目」
- b 3の「5行目 35文字目及び36文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

- a 1の「2行目 2文字目から5文字目まで」
- b 3の「7行目 2文字目から5文字目まで」

イ 平成28年度予算

71 平成28年4月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目 10文字目及び11文字目」,「2行目 14文字目及び15文字目」,「2行目 18文字目及び19文字目」,「3行目 7文字目及び8文字目」,「3行目 10文字目及び11文字目」,「3行目 13文字目及び14文字目」及び「3行目 16文字目から18文字目まで」

(イ) 会議の内容の1の「2行目 7文字目及び8文字目」及び「2行目 11文字目及び12文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目 7文字目から10文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容

- a 1の「2行目2文字目から5文字目まで」
- b 3の「4行目2文字目から8文字目まで」
- c 5の「2行目12文字目から14文字目まで」

ウ 平成27年度総合調整業務について

- (7) 7の「3行目2文字目から17文字目まで」, 「5行目2文字目から41文字目まで」, 「6行目2文字目から7行目まで」及び「8行目17文字目から32文字目まで」

72 平成28年4月19日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

- (7) 1の「2行目7文字目から10文字目まで」

イ 平成27年度総合調整業務について

- (7) 5の「3行目15文字目から18文字目まで」

ウ 平成27年度直接人件費内訳表の人工, 出来高の率及び金額

73 平成28年4月26日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (7) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「2行目18文字目及び19文字目」, 「3行目7文字目及び8文字目」, 「3行目10文字目及び11文字目」, 「3行目13文字目及び14文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」

- (イ) 会議の内容の1の「2行目17文字目及び18文字目」及び「2行目21文字目及び22文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

- (7) 会議の内容の1の「2行目2文字目から5文字目まで」, 「2行目36文字目から4行目10文字目まで」, 「5行目2文字目から6行目29文字目まで」, 「7行目2文字目から8行目26文字目まで」及び「9行目7文字目から11行目15文字目まで」

74 平成28年5月12日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第3号該当

ア 業務完了検査合格通知書

- (7) 「3行目1文字目から12文字目まで」

イ 平成28年度予算

75 平成28年5月17日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

- (7) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」, 「2行目14文字目及び15文字目」, 「2行目18

文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」及び「3行目10文字目及び11文字目」

(イ) 会議の内容の1の「4行目2文字目及び3文字目」及び「4行目6文字目及び7文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「2行目2文字目から5文字目まで」及び「2行目34文字目から3行目29文字目まで」

イ 泉町1丁目北地区市街地再開発事業短期スケジュール(案)

(ア) 項目の欄の「4行目1文字目から4文字目まで」

ウ 業務完了検査合格通知書

(ア) 「3行目1文字目から12文字目まで」

エ 見積書

(ア) 見積書を作成した相手方の所在地,名称及び代表者名,金額(零及び単価を除く。)並びに人工

(イ) A:見積の考え方の表

a 1の項目の「1行目から3行目まで」,「4行目4文字目から21文字目まで」,「5行目5文字目から24文字目まで」,「6行目4文字目から24文字目まで」,「7行目4文字目から24文字目まで」及び「8行目4文字目から23文字目まで」

b 2の項目の「1行目から3行目まで」,「4行目4文字目から23文字目まで」,「5行目5文字目から23文字目まで」,「6行目4文字目から23文字目まで」及び「7行目4文字目から23文字目まで」

c 3の項目の「1行目から3行目まで」,「4行目4文字目から21文字目まで」,「5行目5文字目から24文字目まで」,「6行目4文字目から24文字目まで」及び「7行目4文字目から22文字目まで」

d 4の項目の「1行目から6行目まで」

e 2番目の米印の「14文字目から25文字目まで」

76 平成28年5月24日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,「3行目13文字目及び14文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 4の「4行目31文字目から35文字目まで」

b 6の「2行目36文字目から40文字目まで」及び「5行目42文字目から6行目2文字目

まで」

イ 平成 28 年度予算

ウ 泉町 1 丁目北地区市街地再開発事業短期スケジュール（案）

(ア) 項目の欄の「4 行目 1 文字目から 4 文字目まで」

77 平成 28 年 5 月 31 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「3 行目 13 文字目及び 14 文字目」及び「3 行目 21 文字目及び 22 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1 の「2 行目 7 文字目及び 8 文字目」, 「2 行目 16 文字目及び 17 文字目」, 「2 行目 22 文字目及び 23 文字目」, 「2 行目 25 文字目及び 26 文字目」, 「2 行目 28 文字目及び 29 文字目」, 「2 行目 31 文字目及び 32 文字目」, 「2 行目 34 文字目から 37 文字目まで」, 「3 行目 3 文字目及び 4 文字目」, 「3 行目 13 文字目及び 14 文字目」, 「3 行目 16 文字目及び 17 文字目」, 「8 行目 11 文字目及び 12 文字目」及び「9 行目 2 文字目から 6 文字目まで」

b 3 の「2 行目 38 文字目及び 39 文字目」

(2) 条例第 7 条第 3 号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 1 の「4 行目 2 文字目から 5 行目まで」, 「7 行目 2 文字目から 43 文字目まで」, 「8 行目 2 文字目から 10 文字目まで」, 「8 行目 26 文字目から 33 文字目まで」, 「10 行目 2 文字目から 21 文字目まで」及び「11 行目 6 文字目から 9 文字目まで」

b 3 の「4 行目 18 文字目から 21 文字目まで」

78 平成 28 年 6 月 7 日 水戸泉町 1 丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第 7 条第 2 号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2 行目 10 文字目及び 11 文字目」, 「2 行目 14 文字目及び 15 文字目」, 「2 行目 18 文字目及び 19 文字目」, 「3 行目 7 文字目及び 8 文字目」及び「3 行目 10 文字目及び 11 文字目」

(イ) 会議の内容の 3 の「4 行目 30 文字目及び 31 文字目」, 「4 行目 33 文字目及び 34 文字目」, 「5 行目 29 文字目及び 30 文字目」及び「5 行目 37 文字目及び 38 文字目」

イ 平成 28 年度臨時総会

(ア) 議案第 2 号

a 平成 27 年 8 月 6 日の主な議題及び活動内容の欄の「2 行目 6 文字目から 9 文字目まで」

b 平成 27 年 11 月 26 日の主な議題及び活動内容の欄の「5 行目 2 文字目から 5 文字目まで」

ウ 泉町 1 丁目北地区市街地再開発準備組合名簿

(ア) 7 番目から 16 番目まで及び 20 番目の組合員の氏名

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「3行目10文字目から24文字目まで」及び「4行目4文字目から5行目15文字目まで」

b 3の「4行目21文字目から27文字目まで」及び「5行目21文字目から27文字目まで」

イ 平成28年度臨時総会

(ア) 議案第2号

a 平成28年1月14日の主な議題及び活動内容の欄の「3行目2文字目から8文字目まで」

b 平成28年2月25日の主な議題及び活動内容の欄の「2行目2文字目から12文字目まで」,
「7行目2文字目から9文字目まで」及び「7行目11文字目及び12文字目」

c 平成28年3月24日の主な議題及び活動内容の欄の「5行目2文字目から8文字目まで」
及び「5行目15文字目から24文字目まで」

ウ 平成27年度決算報告書(案)

エ 平成27年度予実算対比(累計)

オ 平成28年度予算

79 平成28年6月13日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,
「3行目13文字目及び14文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」

(イ) 会議の内容の2の「2行目6文字目及び7文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容の1の「2行目2文字目から5文字目まで」,「2行目12文字目から24文字目まで」
及び「3行目30文字目から41文字目まで」

イ 平成28年度一般会計補助または公管金対象委託業務の発注予定

(ア) 金額

ウ 泉町1丁目北地区市街地再開発事業短期スケジュール(案)

(ア) 項目の欄の「4行目1文字目から4文字目まで」

80 平成28年6月21日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」,「3行目2文字目及び3文字目」,「4行目2文字目及び3文字目」及び「4行目6文字目及び7文字目」

イ 会議録

(ア) 出席者の「2行目10文字目及び11文字目」,「2行目14文字目及び15文字目」,「2行目18

文字目及び19文字目」,「3行目7文字目及び8文字目」,「3行目10文字目及び11文字目」,
「3行目13文字目及び14文字目」及び「3行目21文字目及び22文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目2文字目及び3文字目」,「2行目29文字目及び30文字目」,「3行目2文字目及び3文字目」及び「3行目7文字目及び8文字目」

b 2の「2行目6文字目及び7文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(ア) 会議の内容

a 1の「5行目2文字目から5文字目まで」及び「5行目16文字目から22文字目まで」

b 3の「4行目2文字目から5文字目まで」

c 4の「6行目2文字目から35文字目まで」

イ 平成28年度一般会計補助または公管金対象委託業務の発注予定

(ア) 金額

ウ 泉町1丁目北地区市街地再開発事業短期スケジュール(案)

(ア) 項目の欄の「4行目1文字目から4文字目まで」

エ 平成28年度準備組合発注業務の水戸市への業者選定依頼について

(ア) 金額

オ 平成28年度泉町1丁目北地区市街地再開発事業推進業務の委託契約について

(ア) 「16行目23文字目から17行目10文字目まで」,「20行目5文字目から13文字目まで」及び「21行目17文字目から25文字目まで」

(イ) 見積書

a 見積書を作成した相手方の所在地,名称及び代表者名,金額(零及び単価を除く。)並びに人工

b A:見積の考え方の表

(a) 1の項目の「1行目から3行目まで」,「4行目4文字目から24文字目まで」,「5行目5文字目から27文字目まで」,「6行目4文字目から29文字目まで」,「7行目4文字目から27文字目まで」及び「8行目4文字目から26文字目まで」

(b) 2の項目の「1行目から3行目まで」,「4行目4文字目から26文字目まで」,「5行目5文字目から26文字目まで」,「6行目4文字目から26文字目まで」及び「7行目4文字目から26文字目まで」

(c) 3の項目の「1行目から6行目まで」

(d) 2番目の米印の「19文字目から25文字目まで」

81 平成28年6月28日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(ア) 1の「2行目2文字目及び3文字目」,「3行目2文字目及び3文字目」,「4行目2文字目及び3文字目」,「4行目6文字目及び7文字目」及び「5行目2文字目及び3文字目」

イ 会議録

(7) 出席者の「2行目 10 文字目及び11 文字目」,「2行目 14 文字目及び15 文字目」,「2行目 18 文字目及び19 文字目」,「3行目 7 文字目及び8 文字目」,「3行目 10 文字目及び11 文字目」,「3行目 13 文字目及び14 文字目」及び「3行目 21 文字目及び22 文字目」

(イ) 会議の内容の1の「2行目 13 文字目及び14 文字目」,「2行目 20 文字目及び21 文字目」,「3行目 2 文字目及び3 文字目」,「3行目 6 文字目及び7 文字目」,「3行目 32 文字目及び33 文字目」,「3行目 40 文字目及び41 文字目」,「5行目 2 文字目及び3 文字目」及び「5行目 29 文字目及び30 文字目」

ウ (仮称) 泉町1丁目北地区市街地第一種市街地再開発事業平成27年度事務局業務契約書

(7) 乙の氏名,住所及び印影

エ 変更契約書

(7) 「17行目から19行目まで」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(7) 3の「2行目 2 文字目から9 文字目まで」

イ 会議録

(7) 会議の内容の1の「5行目 21 文字目から27 文字目まで」,「7行目 4 文字目から8 文字目まで」,「7行目 17 文字目から24 文字目まで」及び「7行目 33 文字目から41 文字目まで」

ウ (仮称) 泉町1丁目北地区市街地第一種市街地再開発事業平成27年度事務局業務契約書

(7) 「16行目 18 文字目から26 文字目まで」及び組合の印影

エ 出向基本契約書

(7) 乙の所在地,名称及び代表者の氏名並びに法人等の印影

オ 水戸市に業者推薦を依頼する委託業務の設計金額一覧

(7) 金額

82 平成28年7月5日 水戸泉町1丁目北地区事業化検討事務局会議

(1) 条例第7条第2号該当

ア 会議録

(7) 出席者の「2行目 10 文字目及び11 文字目」,「2行目 14 文字目及び15 文字目」,「2行目 18 文字目及び19 文字目」,「3行目 7 文字目及び8 文字目」,「3行目 10 文字目及び11 文字目」及び「3行目 18 文字目及び19 文字目」

(イ) 会議の内容

a 1の「2行目 2 文字目及び3 文字目」,「2行目 17 文字目及び18 文字目」,「3行目 13 文字目及び14 文字目」,「3行目 17 文字目及び18 文字目」,「5行目 2 文字目及び3 文字目」,「5行目 12 文字目及び13 文字目」,「5行目 16 文字目から18 文字目まで」及び「5行目 20 文字目及び21 文字目」

b 3の「2行目 22 文字目及び23 文字目」

(2) 条例第7条第3号該当

ア 会議録

(7) 会議の内容の4の「2行目 2 文字目から5 文字目まで」,「2行目 20 文字目から3行目 38 文字目まで」及び「5行目 5 文字目から38 文字目まで」

イ 平成 28 年度組合単独費委託業務の発注について

(ア) 3の「4行目から7行目まで」,「8行目1文字目から13文字目まで」及び「8行目20文字目から27文字目まで」